

平成24年3月 川棚町議会定例会会議録 (第4日目)

平成24年3月22日木曜日（午前10時開会）

出席議員（15人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

欠席議員（1人）

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	三 岳 昭
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	原 清 子
住 民 福 祉 課 長	中 尾 剛
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	下 田 勝
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	住 吉 克 己

議事日程

日程第1 一般質問

議 長 これから、本日の会議を開きます。

田崎一幸議員は、欠席の申し出がっております。

議 長 日程第1、一般質問を行います。本定例会での一般質問通告者は8人であります。これから通告順に質問を許可します。

14番久保田 通告文に従い、二点について尋ねます。

第一に、改定介護保険法について尋ねます。施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように高すぎる保険料、利用者負担、施設入居待機者、実態を反映しない介護認定や利用限度額による介護の制限など、多くの問題を抱えています。2011年6月に成立した改定介護保険法は、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目無く提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとして提出されました。これまで政府は、介護給付費抑制のための軽度者から介護取り上げを段階的に進めてきており、地域包括ケアシステムの構築で、さらにそれが強められています。

今回の改定により、市町村が要支援の人などへのサービスを介護予防、日常生活支援総合事業に置き換えていくことができる制度になりました。総合事業は要支援の人と、介護保険被該当者を対象とした事業です。予防給付のうち、市町村が定めるものと、配食、見守りなどの生活支援などを総合的に給付するとされています。総合事業を導入する市町村は、2012年4月から要支援者一人ひとりについて従来の予防給付を受けさせるのか総合事業に移行させるのかを判断します。これまでの予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事作りをしていた要支援者が、総合事業で有料の配食サービスに変更されるなどということもあり得ます。総合事業は市町村が行う地域支援事業となり、全国一律の基準に基づく介護保険サービスでなく、料金設定をはじめ、全てが市町村任せになります。給付抑制を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与える内容となっています。厚生労働省は、12年当初からの実施でなくても構わないとしていますが、実施を促しています。市町村の責任は重大と考え、次の点について尋ねます。

①市町村任せになる総合事業では、サービスの質が保たれるのかという問題です。介護保険で実施されている訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するために人員や施設、運営など、全国一律の基準がありますが、地域支援

事業である総合事業には適応されません。サービスの担い手はシルバー人材センターやボランティアなどを活用するとされており、専門職以外に任せ、費用を安く抑えることが可能になります。有資格のヘルパーによる家事の援助や入浴介助がボランティアの手伝いに委ねて良いと考えられますか尋ねます。

②利用料は従来の介護保険なら利用者負担は一割ですが、市町村の判断で、それ以上の判断の負担を課することができるとなっています。これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事作りをしていた人が、有料の配食サービスに変更されるということが起きてきて、利用者の負担になりかねません。一割以上の負担もあり得るのか尋ねます。

③利用者の意に反して、それまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性があるということです。利用者が従来通りの介護保険による訪問介護やデイサービスを望んでも、最終的には市町村が判断することになります。年々増えている要支援1、2の方が負担に陥らないように本人の意向を尊重すべきであると思います。

次に、二点目。ワクチン接種及び妊婦健康診査について尋ねます。11年度予算4次補正で、都道府県に設置した基金を526億円積み増しし、地方自治体が行う小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種事業に対する補助事業は一年延長されることが決まりました。接種対象は今年度と同じで、子宮頸がんワクチンは13から16歳の女子、例外として12歳になる女子、小学6年生相当は対象とすることができます。また、11年度中に接種を開始した17歳となる高校2年生相当も対象になります。ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンは、2ヶ月から5歳未満の子に接種されます。13年度以降については、予防接種法を改正して定期接種とすることで、公費負担を継続する方針ではありますが、定期接種の費用に対する国の支援は、低所得者の接種費用軽減分だけです。ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種事業は、現在、国が費用の半分を負担していますが、制度変更なしに定期接種化すると、自治体の費用負担が増えることになります。また、妊婦健康診査支援基金も12年度末まで延長、第4次補正予算案で181億円の積み増しを行い、妊婦検診を14回程度受けられるように公費助成が続けられます。一年間の延長は、妊婦と赤ちゃんにとっても大変うれしいことですが、継続の保証はありません。このことも合わせて、町としてどう取り組まれるのか尋ねます。以上、

二点についてお尋ねします。

町長 皆様、おはようございます。ただいま久保田議員から二つのご質問をいただきましたので、まず改正介護保険法についての質問にお答え致します。

ただいまご質問にありました介護予防日常生活支援総合事業とは、昨年6月の15日に可決成立し、そして6月22日に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき創設された事業でございます。この事業は、議員もご存知のように、要支援1、2の対象者への予防給付サービス、2次予防対象者への介護予防事業を総合的且つ一体的に行うことができるよう、新たに創設された事業でございます。これまで保険外給付で行われていた地域支援事業のサービス、主には配食、見守り等のサービスでございますが、これを市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になるわけでございます。

国は、平成24年度は準備期間として、25年度から開始できるなど、第5期介護保険事業計画の期間の途中でも良いと位置づけられているところでございます。したがって、平成24年度から、いわゆる新年度から創設することが可能でございます。しかし、本町におきましては、2012川棚町高齢者対策基本計画第5期川棚町介護保険事業計画では、この事業に取り組む予定には致しておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、3月末に国から実施手引きが示される予定でありますので、それらの実施手引きを参考にして、計画策定を行い、その後、川棚町介護保険運営協議会に提案、説明して、ご理解をいただいた後、議員の皆様にもご説明申し上げ地域性のある有効なサービスを推進していきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。このようなことから、ただいま三点についての具体的な質問をいただきましたが、現時点での計画がございませんので、それにお答えすることはできません。再質問をいただいて、そして今後の事業展開の参考にさせていただきたいと、このように考えております。

次に、ワクチン接種及び妊婦健康診査についてでございます。子宮頸がん等予防ワクチン接種事業につきましては、子宮頸がんワクチンの他に、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの三種類がございまして、これらの予防接種を緊急に促進するために、国は臨時特例交付金の運営にかかる通知や、緊急促進

基金管理要領に基づき、市町村が実施する緊急促進事業に要した経費の一部を助成することとし、長崎県におきましては長崎県ワクチン接種緊急促進基金が創設をされているところでございます。そして、その基金の中から当該事業を実施した市町村に対しまして、2分の1の補助金が交付をされているところでございます。また、妊婦健康診査臨時特例交付金につきましては、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律、同法律施行令及び厚生省所管補助金交付規則ならびに交付要綱に定められており、それらの規定に基づいて国から県に補助金が交付をされております。そして、これを財源に長崎県におきましては基金を造成して、妊婦健康診査にかかる事業を実施し、妊婦の健康管理の充実及び妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、安心して妊娠、出産ができる体制を確保する目的で、市町が実施した妊婦健康診査に要した経費の一部を長崎県妊婦健康診査支援事業補助金として交付をされているところでございます。しかし、その交付金事業は、ただいま議員からも述べられましたように平成24年度までとなったところでございます。そこで、今後の対応についてただ今議員からご質問があったわけでございますが、これらの事業につきましては、第5次川棚町総合計画に掲げております子育て支援の充実のための施策の一環として、子どもを健やかに産み育てる環境づくりの推進のための施策と捉えておりますので、財政状況は非常に厳しいところではあります。今後は単独事業として実施をしていく考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

なお、先程、最後の質問について、私が理解できませんでしたので、再質問の時にお願い致します。以上でございます。

1 4 番久保田 3番目の再質問でしょうか。介護の時の最後の三番目の質問がよく分からなかったということでしょうか。③のことでしょうか。

町 長 最後に、締め言葉のところはちょっと私理解できませんでしたので。

1 4 番久保田 そのこのところ、③で私が質問したところだと思います。最終的に本人が望んでも市町村が判断することにより、年々増えている要支援1、2の方が不安に陥らないようにですね、本人の意向を尊重すべきであると考えますが、お尋ねしますということでしょうか。これは再質問の中で、またしていこうと思います。

回答をいただきましたが、私も担当課の方に尋ねてまいりました。本町は、今年度は実施しない、県内では諫早が今、実施に踏み切っているところだという回答だったと私は理解しております。その中で、資料をいただいたんですけどね、やはり実施されないとしても今後実施されるときのための参考に聞きたいとおっしゃったと思いますので、私もそのことを資料を基にして再質問をしていきたいと思います。

川棚町ですね、これ行政の方にこれだけの資料を出していただいて、本当に助かりました。要支援者の方ですね、今、介護認定の中でも4分の1の25%を占めてらっしゃるんですね。居宅介護サービスを受けてらっしゃる方も、サービスを受けてる方の3分の1を受けてらっしゃるんですね。要支援の人達の比重が大きいということが一つあります。そして、この中で気になりますのがですね、ご夫婦だけで他に頼る人がいないという人達が36.6%、その中で介護を受けている人がですね、日中一人になることがありますかということですね、「たまにある」が42.7%、「よくある」が20.7%いらっしゃるんですね。こういうふう在宅の介護を受けてらっしゃる人が、ひとりぼっちになるということの不安ですね、このことを解消するためにもこの総合事業、入れられようとしている総合事業は、このことだけを見ても不的確だと思います。それとですね、再質問にはならないですけども、参考についていうふうにおっしゃっておりますので、ぜひこのことも考えて、頭に入れて策定をしてほしいと思うのが、今、全国で大きな問題になっております孤立死ですね、地域から見放されて、見放されたじゃなく気づかれずに亡くなった、その亡くなられ方がですね、ちょっとつらいと言うですかね、介護をされている方が先にお亡くなりになって、そして介護を受けていた方が餓死して亡くなるという例が、ここ3月に何件か起きております。本当にこれはつらいことだと思います。私の質問の中にありますように、この総合事業は介護給付を安く抑えるために、ボランティアとかですね、シルバーセンターとか、そういうところを利用して、有資格者のヘルパーによるものではなくてもいいというふうになるんですけども、こういう今、起きているこういう問題がですね、ボランティアとかシルバーさん達の責任になっては、これは大変なことだと思うんですね。だからこういうことを導入はしてほしくないとは思うんですけども、そういうことは今の全国的に起こっている問題について町長はどう思われますか。ボランティ

アとかシルバーさんを利用することで、こういうことが免れると思われませんか。ヘルパーさんが来ることによって、介護は十分に受けられると思うんですけども、この人達が安上がりの介護を提供するというかですね、安上がりに流していこうとする中で、こういう人達の遅れるんじゃないかと思うんですね。やっぱりヘルパーさん達の目によって、この人達がそういうことにならないように救われるんじゃないかと私は思うんですけども、町長はどのようにお考えになるかお尋ねします。

町長 ただいまの質問にお答え致します。まず、最初に答弁致しましたように、この事業については計画をしておりませんので、答える材料がありません。ただ、その中でですね、ただ今再質問にありました孤独死の問題、これにつきましては、現在、新聞等でも報道されておりました、社会問題の一つになっておりました、これにつきましては川棚町におきましても地域支援見守りネットワーク、これの構築をぜひ急ぎたいと、そのように考えております。そういった対策を講じていけば、今問題になっているような事件、事故等は少なくなっていくんじゃないかというふうに思いますので、まずは平成24年度は、その事業の構築に全力を尽くしたいと、こう考えております。

それからボランティアとかヘルパーとかを利用して、安上がりにしようとしているんじゃないかというようなご指摘がありました。久保田議員は、基本的にはこの介護保険制度そのものを否定しておられるような発言をされておりますので、そういった発言もあろうかと思えますけども、私は先程言いましたように、これから国の方から手引書が示されると思いますので、それを参考にし、この事業は構築していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。以上です。

14番久保田 その時にですね、ぜひ頭に入れて欲しいと思いますのがですね、これを今、引き合いに出すのは数字的なものですから答えられなくても結構なんですけども、資料でいただいたんですけどね、地域支援事業枠の限度というのがありまして、国は3.0%以上を超えたら自治体から持ち出しということで、3.0%を制度は上限にしているんですね。町の方針はですね、2.37%にして、去年よりも抑えられているんですね。介護予防事業にしてもですね、去年が1.32%だったのが、今年は0.66%と、半分になりましてね、介護予防費が700万円も去年としたり減らされているんですね。これを見て私

は総合事業にすぐ移るんじゃないかというふうに危惧したものですから、ぜひですね介護予防事業費を元に戻らないにしても、もう少し率を上げて介護を手厚くするようにお願いしたいと思います。そして、今おっしゃったように、今年には施行しないということで、国の方からの手引書が来て、それに伴ってするという事ですので、ぜひそういうことも念頭に入れて計画を立てられるようにしてほしいと思います。

そしたらこれは回答いただきましたので、次にワクチン接種及び妊婦検診についての再質問ですけれども、先程、妊婦検診については、町単独として、ずっとこの事業を続けていくという方針だとお伺いしましたので、本当に喜ばしい事だと思っております。そして、この子ども達の、小児用肺炎球菌とかヒブワクチンですね、これは国としても13年度以降には予防接種法を改正して定期接種にするということで、公費負担を継続する方針だということになっているようです。予防接種部会ではですね、ヒブと小児用肺炎球菌、それに水疱瘡とおたふくかぜを一類感染症に入れる。それから子宮頸がんとかB型肝炎と成人用肺炎球菌を二類感染症に位置づけることを決めていますということで、国もこれを定期接種化の方向にしていこうとしているんですね。そしたら子ども達の小児用肺炎球菌以外に水疱瘡とかおたふくかぜも、これに入ってくると思いますので、ぜひですね国が歩みを止めないで早期に実現をするようにですね、国の方に働きかけていただきたいと思いますが、そういうふうに考えはございませんでしょうか。

町長 ただいまの質問にお答え致します。まず今、議員からは先程の私の答弁に対しての中で、無料接種、町の単独事業で進めていくという私の答弁に対しまして、ずっとこの事業を単独事業として進めていくんだというふうなご理解を頂いたと思っておりますけれども、訂正致しまして平成25年度はということでご理解をいただきたいと思っております。その後のことにつきましては、任期が切れますので約束できませんので、基本的には24年度まで国の補助がありますので、25年度は国の補助分も町で見て、町の単独事業として実施をすると、このようにご理解をいただきたいと存じます。

それから国への働きかけができないかというご質問でございますが、必要な事業と思えば当然、町村会なり、いろんな機会に県や国に要望することはやぶさかでないと思っておりますので、ただいまおっしゃった事業が、それに値するかど

うかは今後検討して、それに値すれば当然、そういった行動に出なければと思っております。以上でございます。

1 4 番久保田 私の解釈間違いで、ずっとというふうに理解してしまいましたが、25年度までの町単独の事業ということで、このことは町としてですね、できるだけお母さん達と赤ちゃんが健やかに育つようにですね、このことは是非続けていって欲しいと思います。以上で終わります。

議 _____ **長** 次に、福田徹議員。

3 番 福 田 おはようございます。3番、福田です。

本日は原子力発電所事故への防災対策について質問致します。まず、今年の東日本大震災で犠牲になられた方々へ、謹んで哀悼の意を表します。また、避難生活を余儀なくされておられるなど、今なお苦勞されている多くの被災者の方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年発生しました東日本大災害は、地震を引き金に大津波、そして福島第1原発崩壊へと、想定外の連鎖反応により被害が拡大し、事態は重大な局面を迎えました。そして一年が過ぎた今、東北各地で震災復興への一歩が踏み出されていますが、原発周辺では放射能汚染が未だに解消できず、深刻な状況が続いています。復興の第一段階とも言える震災がれきの処分さえ、放射性物質の残留値がネックとなって、全国で処分を分担しようという思いもなかなか実現できずにいます。残念なことではありますが、ただ最近、いくつかの自治体で積極的な動きが見られ、大きく前進しようとしているようです。さて、本町について考えますと、九州電力玄海原子力発電所から約50kmの距離にあります。今年の震災以降、連日の放射能汚染に関する報道を見ていると、決して安全地帯にあるとは思えません。九州電力は、万全な安全対策をとっているとしていましたが、今年の震災以降、想定外という言葉が頻繁に使われ出してから、そう簡単に安心はできません。

先日、「九州電力玄海原子力発電所では非常時に備え、移動式の大容量発電機4機が配置されました。」と報道されましたが、まだまだ安心はできません。そこで本町の防災対策については、万が一の玄海原子力発電所での事故を想定した対策が必要だと思えます。放射能汚染対策としては、防御と避難が考えられると思いますが、そのうちの避難について質問を行います。

去る1月20日、長崎県は県原子力災害対策暫定計画を策定し、九州電力玄海原子力発電所、佐賀県玄海町での原子力災害が発生した場合、松浦市民を半径30km圏外の東彼三町に避難させる計画を明らかにしました。この計画は6月に見直される長崎県防災計画が策定されるまでの暫定的なものであります。そこで、下記の五点について質問致します。

一つ、県原子力災害対策暫定計画における、本町の役割と、その内容はどうか。

二つ目に、計画実施にあたっての本町での取り組みと、その費用をどうするのか。

三、避難者受け入れには、町民の協力が必要と思われます。その体制づくりをどうされるのかお聞きします。

四番目に、本町は玄海原子力発電所から50kmの距離にあり、PPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防御措置を実施する地域）に位置しております。その対策をどう考えているのか。

五番目に、事故の状況によっては、避難勧告地のさらなる拡大もあるかと想定されます。川棚町町民の避難対策も考えておくべきではないでしょうか。

以上、町長のお考えをお聞きします。

町長 福田議員の原子力発電所事故への防災対策についてお答えをさせていただきます。

ご質問の中にあります長崎県原子力災害対策暫定計画につきましては、先に新聞等で報道されたものでございますが、町と致しましても唐突なことではございませんので、実は東彼杵郡町村会で県にお願いを致しまして2月20日に説明会を開催していただいたところでございます。したがって、その内容に沿って答弁をさせていただきます。また、現在の長崎県原子力防災計画につきましては、数万年に一回の事故との考え方で策定されたものであります。スリーマイル島の原子力発電事故や、東日本大震災の発生により南海トラフでの巨大地震を想定して暫定計画が策定されたものでございます。そこで、①の本町の役割と内容についてでございますが、玄海原子力発電所で福島第1原子力発電所の事故と同様の事故が発生した場合に備えての初動対応の暫定計画でありまして、まず玄海原発から30km圏内の松浦市の市民およそ2万5,500人が東彼三町に避難するということになっているようでございます。川棚町

の避難場所としては、勤労者体育センター、公会堂、町立の小中学校、いきがいセンター、東部地区コミュニティセンター、川棚高校など、12の施設が避難場所として指定をされております。そして、町の役割と致しましては、避難指示が出されたことへの町民への広報、周知、それから松浦市民はマイカーでの避難となっていることから、駐車場の確保及び駐車場への誘導、こういった仕事があるようでございます。また、松浦市の職員が川棚町に派遣されますので、その補助員としての協力をする、それから松浦市の市役所機能を移転する場合の移転場所の確保となっております。

次に②の計画実施にあたっての本町での取り組みと、その費用についてでございますが、暫定計画では一週間程度の避難を想定されているようでございます。食料、寝具等の調達につきましては、松浦市と県の福祉保健課が行うことになっております。食料品につきましては、県がコンビニとの提携をしておりますので、コンビニからの調達となるようでございます。

③の町民の協力と、その体制づくりについてでございますが、県と致しましては、とにかく避難計画の策定が必要ということで、避難先の町民の協力のあり方などについては、そこまでは現在、検討されていないようでございます。また、松浦市の職員が、川棚町にどれぐらい配置されるのかもはっきりしておりませんが、町の職員の対応だけでは、当然不十分でございますので、その時は自治会、消防団、あるいはボランティアなどに協力をお願いすることになるかと思いますが、現時点での体制づくりについてはまでは検討できる状況には至っておりません。県の地域防災計画の見直しがあった後に、サポート体制等についての説明があらうと思われまますので、その説明を受けた後に、それに沿って検討してまいりたいと、このように考えております。

④のPPAについてでございますが、県の暫定計画では、国の原子力安全委員会での検討の動向を見極めながら、安定ヨウ素剤の県内の配備の更新を検討するとされております。そして、モニタリング施設につきましては、既存施設として松浦市鷹島町、大村環境保健研究センターにあるとのことで、平成23年度の国の二次補正を活用して、壱岐市、平戸市、田平、松浦市役所、長崎西保健所、島原南保健所に設置するというような計画があるようでございます。

最後に五点目の、川棚町民の避難対策も考えておくべきではないかのご質問でございますが、事故の状況によっては、当然、川棚町民の避難対策につき

ましても考えておく必要があると思います。県の地域防災計画の見直しの内容が明らかになった時点で本町の計画、当該計画に沿って考えていく所存でございます。川棚町でも地域防災計画書の見直しを図って、その中で位置づけていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

3 番 福 田 まだ県の方が策定されたばかりで、まだ町としては本格的な対策は立てていないということですが、まず最初から順を追っていきますと、12施設を検討して、今上げているということです。この12施設で松浦市の2万5千人余りのうちのどれぐらいの人数の方を川棚町で引き受けるというふうに、数字になっているのでしょうか。

町 長 2万5,500人を東彼三町で受け入れるという説明がございましたので、各町に対する割り当ての説明はありませんでしたが、これまでの説明からその3分の1、8千人程度はおいでになるんじゃないかと、このように理解しております。

3 番 福 田 この12施設全部、川棚町の防災計画での避難場所になっている、川高とかが入っていたかどうか私は記憶がないんですけど、そういった中で収容人数というのが書いてありますよね、それで8千人が対応出来るのかなと一瞬思ったんですけど、そこらへんは確認されているのでしょうか。

町 長 お答え致します。県の方からは、そういった具体的な説明はありませんでしたがけれども、施設の床面積で県の方は判断をされているようでございます。私の方で確認はいたしておりません。以上でございます。

3 番 福 田 この12施設は県の方から指定されたということで確認しているんですけど、そういうことでいいのでしょうか。

町 長 その通りでございます。

3 番 福 田 今度の原子力発電所の事故を想定するだけじゃなくてですね、いろんな避難所にあっては、最近、テレビ等の報道でもあつたんですけど、公共施設の多機能トイレの整備が必要だというふうなことで、いろんな避難者、介護者とか、いろんな障害者とかおられますので、そういった施設の整備がこれからの公共施設の整備には必要だということが出ていました。合わせまして、こういうふうな方針で町内の施設の改修にあたってはいかれる考えがあるかお聞きしたいと思います。

町長 まず、多機能トイレの設置についての話がありましたけれども、この原子力災害に対する対応につきましては、基本的には国の施策として実施をしていただくと、このように私は理解をしております。今回の説明を受けた際にも、県の方で対応するというような発言がっております。したがって、例えば川棚町に避難になったときには、当然、議員がおっしゃったように多機能トイレが必要でございますし、その前に駐車場の確保が必要ではないかと思っております。先程言いましたように、自家用車を使って、こちらの方に避難をされるということでございますので、相当な車の台数になるかと思っておりますので、まずはその駐車場の確保をどのようにするか、説明では例えば学校の場合はグラウンドに収容をするとか、そういったことの説明を受けておりますけど、果たしてそういうことでいいのかどうか、駐車場の確保と、かなり長時間そこに待機する必要がございます。また、そこから避難場所に避難をするということになりますので、駐車場にも多機能トイレが必要ではないかと思っております。したがって今後、具体的に計画が煮詰まった時点で、そういうものの設置については町の方から県に要望してまいりたいと思っております、町独自でそういったものを造る考えはございません。

3 番 福 田 続きまして、一週間ほどの避難というふうな想定で計画されているということでしたけれども、そういう期間が妥当なのかどうか私も判断できませんが、たぶんそういう問題ではなかろうと私は思っております。その中で、寝具等、毛布など、寝具等については松浦と県の福祉課の方で準備をされるというようなことでしたけど、寝具等については町内の防災上の避難所もありますので、本町としての備えは、今どれぐらいの備えがあるのかお聞きしたいと思います。

町長 お答え致します。これは後で山口議員からも災害に強いまちづくりについて質問をいただくことにしておりますけれども、その時にお答えをしようと思っておりましたけれども、本町では、現在、家屋の火災を想定しての対応として、いきがいセンターに毛布及びタオルケット等を若干、準備を致しております。この東日本大震災を受けましてから、そういったものが必要だというふうに思っておりますので、川棚町の地域防災計画書の中で、今後防災会議の中でご協議いただいて、その計画書の中に盛り込んで備蓄をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

3 番 福 田 私が、この質問の通告をした後なんですけど、先日の3月9日金曜日ですね、NHKの番組で特定フロンティア、「震災から一年、原発事故に備えよ」というタイトルの放送がありました。これは見られましたでしょうか。見られてないようですね。これはビデオに撮ってもおりますので、ぜひ関係者皆さんに見て頂きたいと思います。その放送の中でですね、昨年3月11日以降の九州内の気象データを基に、玄海原発、川内原発が福島第1原発と同規模の事故を起こした場合、その3月11日以降の気象データに乗せた場合のシミュレーションを放送されたんですよね。その中で、一日目は南風でしたので、北側、海の方へ流れてたんですけど、放射性物質が。14日になると北風になりまして南の方、もちろん長崎県の方に来るんですけど、そういった中で30km圏の伊万里とかを超えた川棚を中心とした当たりが飛び地としてデータが赤く示されるんですけど、原発周辺と川棚周辺の二ヶ所が赤くなってしまったんですよね。これはあくまでもシミュレーションですけど、そういう気象状況によってはあり得るということを前提に、やっぱり川棚町も計画を立てて行かなくてはならないと、私は思うんですよね、それは単なる例えと言いますかシミュレーションですけど、そういったデータがあったということに対しては、どう思われますか。

町 長 お答え致します。今、議員がおっしゃったシミュレーション、これは確か私もその番組をたまたま見ておりました、九大か福大かの微粒子研究では世界でも有名な先生で、たぶん竹村先生とおっしゃいましたかね、その先生がそういった研究をされて、シミュレーションをされております。今おっしゃったように風向きでは50km圏内を越して、長崎県全体に放射能が飛び散るというようなシミュレーションでございました。もちろん鹿児島原発の事故があった場合でも風向きでは九州一円に広がっていくと、そういったシミュレーションだったわけでございます。特にあの、なぜか東彼三町のところが一番、いわゆる赤く表示をされておりました、地形の関係でここが溜まりやすいのかなと思ったわけですけども、全く議員がおっしゃったような感じも、私は受けたところでございます。そこで、今後はやはり県の指導をいただきながら、そういったことについての対応を進めていかなければと、そのような認識を現在、持っておるところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

3 番 福 田 本町では、防災対策、防災計画を作っているわけですけど、6月

に大体見直しといたしますか、会が開かれております。そういった中で、たぶん原子力事故対策についても検討されるんだろうと思います。そういった中で、最後に申しました避難ですよね、川棚町民も避難をしていかななくてはならない状況になることを想定した場合どうするかということで、県では長崎県バス協会、タクシー業者さんと協定で、車両の確保ということがなされております。本町でも、万が一に備えた場合、民間のそういったバス関係の業者さん、タクシー業者さんと本町も何らかの協定を結んだらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

町長 いわゆる地域防災計画書の中に、現時点では今後の県の計画書に沿って本町の計画書を作ろうと、そう考えておりますので、現時点ではそういった具体的なことまでは検討致しておりません。今後、そういったことにつきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

3 番 福田 終わります。

議長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に、三岳昇議員。

5 番 三 岳 私は、汚水処理構想の見直しについて町長に質問致します。

公共下水道事業における汚水処理構想は、平成17年に見直しが行われ、現在、西部地区の整備が進められております。昨年3月の予算審査時の説明では、西部地区の西小串、惣津地区及び全ての地区が除外されていた東部地区の岩立、石木地区の事業変更の認可申請を平成24年度以降に予定しているとされております。

一方、見直しの際には、東部地区についても費用比較が行われており、岩立、石木、五反田、上組地区は公共下水道への接続可能と判断されておりましたが、財政面などの理由により構想から除外されております。東部地区は上水道の取水地点の上流に位置しており、川棚川の水質保全、さらには大村湾の環境保全

の面からも中山地区を含む東部地区は、集合処理や合併浄化槽が必要な地域でありますので、これが整備できないか尋ねます。

次に、山道浄水場第7次拡張事業についての一般質問を通告しておりましたが、去る3月16日に開催されました予算審査特別委員会において、町長より平成24年度水道事業会計予算に計上されている山道浄水場第7次拡張事業については、これにかかる4億2,575万円の予算執行については、移転を含めた施設改修についての検証、検討を行い、またその結果については議会に報告説明し、理解を得た上で着手すると明言されております。また、その際には、安全且つおいしい水を提供できるよう、今後の事業運営計画や財政計画を含めた将来構想まで踏みこんだ再検討がなされるものと受けとめておりますので、この質問に対するご答弁はいただかなくても結構でございます。以上で、壇上から質問を終わります。

町長 三岳議員の汚水処理構想の見直しについての質問にお答え致します。

川棚町の公共下水道事業につきましては、ただいま議員が質問の中でも述べられましたように、平成17年度に策定された長崎県汚水処理構想の策定時に川棚町の汚水処理構想を見直してありまして、東部地域及び新谷地区につきましては、集合処理が経済的であるとの調査結果が出されておりましたが、財政的なことや、その他諸般の事情により当該地区は下水道事業では取り組まないこととしてありまして、下水道処理区域から除外されているところでございます。そして、このことにつきましては平成17年12月8日に開催をされました総代会で、報告をされてありまして一定の理解は得られているというふうに思っているところでございます。ところがその後、石木地区から下水道整備区域に入れてもらいたいとの要望を受け、これまでの経過からやむを得ないと判断をして、平成21年2月に石木地区を下水道整備区域に編入をされているところでございます。また、その時に事業変更認可申請業務における全体区域においても、処理場建設における処理人口の関係から、中山、猪乗を除く東部地域及び新谷地区においても区域に入れることで、内部協議がなされているところでございます。その結果を踏まえて現在、長崎県汚水処理構想の見直しが行われておりますが、これらの構想についても当該区域が下水道整備区域に編入されることとなります。したがって、このような経過から中山、猪乗、木場、

岩屋を除く東部地域及び新谷地区においても事業実施は可能であります、平成17年12月に内部で協議された方針を引継ぎ、現時点では事業の実施は行わないことと致しておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

5 番 三 岳 ただいまの答弁で、東部地区については入れないと、ただ平成17年の見直しの時には、西部地区のみが入れられたということでございます。そのことはですね、先程町長が答弁の中で言われました費用対効果を考えたときに、東部地区においてもですね、接続可能という判断がされていたと思うんですよね。そういった中でですね、なぜ東部だけ外したのかと。先程、財政面と諸般の事情という答弁がありましたけれども、その諸般の事情というのはどういったことなんでしょうか。

町 長 お答え致します。先程言いましたように、現在のいわゆる事業実施の考え方につきましては、平成17年にその考え方がまとめられておりまして、それを引き継いでいるところでございます。したがって、財政的な理由というのは明確に分かるわけですが、それ以外のいくつかの事情もあったんだらうと思っておりますけれども、具体的には以前のことでございますので、よく承知を致しておりません。以上でございます。

5 番 三 岳 確かに就任前に決められたことということでございます。そういった中でもですね、先程、財政面とおっしゃいましたが、この財政面というのは、西部地区を拡張するときには当然、財政負担というのは町も発生するわけですね。しかしその時に、例えば東部地区が、じゃあ全体でいくらかかるのかというシミュレーションと言いますか、試算をされてですね、その結果、比較をしたときに東部だけ外そうということになったのかですね、そこがちょっと一つ理解ができない部分ですが、いかがでしょうか。

町 長 お答え致します。平成17年と言いますのは、当時の川棚町の財政状況あるいは国のいわゆる三位一体改革の中で、税源移譲等々がありまして、交付税が削減されるというような状況の中での川棚町でのそういった事業の拡大には、財源的に非常に厳しいんじゃないかという判断の中から、そういった結論が出されておりますので、これは当然、その時期ではそういった判断というのは、私は正しかったのではないかというふうに思っております。ただあの、現状でも大変、財政状況は厳しいわけでございますが、今後、経済状況

が良くなって、川棚町の財政状況が良くなれば計画区域には当然入って、全体計画区域には当然入っておりますので、事業を実施することは可能ではあると思いますが、それは将来のことをごさいますして、現時点でそう言えるものではないと思っております。平成17年度の意志決定をされた、その考え方を尊重して現在は進めておるところでございます。以上でございます。

5 番 三 岳 ということは、将来的にはですよ、接続可能とそういった判断も出てくると、要するに現在の区域を拡大するということもあり得るということでしょうか。

町 長 先程言いましたように、当時の判断というのは、やっぱり財政状況が一番の要因として考えられておりますので、これが好転していけば費用対効果の調査では下水道処理が経済的だという判断を当時はされておりますので、立証することは可能ではございますが、これは将来的なことでございますので、現時点でできるとか言える問題ではないと思っております。以上でございます。

5 番 三 岳 この汚水処理構想というのはですね、実際、平成の最初に構想ができたとして、そして供用開始についてはですね平成8年から供用開始をすでに始まっているわけですね。そうしますと15年が経過したということですよ。ということは生まれた子供達ですね、中学校を卒業する、そういった非常に長いスパンなんですね。そういった中で将来的に、あと何年すれば構想が実現するのかと、それと合わせまして、この構想が策定された時には、例えば農業集落排水、漁業集落排水、それとか特環というものを全部活用してですね、川棚町全域を水洗化するという、いわゆる理念があったというふうに受けとめておりますが、結局そういった中で今回、見直しをされたものを継続されるということになりますと、どうしても下水道区域外という地域が出てまいります。そういったところについてはですよ、いわゆる浄化槽の設置を進めていくということになるかと思うんですが、平成24年度の予算を見ますと25基しか予定されていないといったことで、これはなかなか進まないんじゃないかなと、川棚町全域を水洗化するという、いわゆる広大な理念と言いますか、そういったものに何か年数ばかり経過してですね、なかなか進んでいってないんじゃないかと、そこらへんはどういうふうに受けとめておられますでしょうか。

町 長 今の下水道事業につきましては、平成31年度で完成をするというようなことで事業が進められております。現状で、担当課の方に確認をした

わけですが、おそらく一年前倒しでできるんじゃないかと、そういった予測をしておりますので、遅れているという認識は、私は致しておりません。やっぱりその時々、国の補助金の配分等もありますので、そういったことを見ながら今後努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

5 番 三 岳 計画はですね見直しをされたと。ただはっきりとですよ、下水道区域、いわゆる集合処理と個人設置型の処理という区域をきちんと分けるという考えはありませんか。

町 長 お答え致します。今、県の方で策定されている汚水処理構想というものは、下水道、いわゆる集合処理をした方が良いのかという区域、あるいはそれ以外の都市計画区域外は、これは公共下水道じゃなくして特定環境保全公共下水道になりますので、そういった事業で進めていくべきか、あるいは集合処理として事業を進めていくためには、経済的に効果がないというところにつきましては合併浄化槽の設置ということになるわけでございます、これは構想の中では当然、区分けができるものと思っております。現在の県の構想でも、そういった区分けはされているようでございます。

5 番 三 岳 その場合ですね、先程質問の中で申し上げました東部地区、先程町長の答弁では中山地区は入っていないよという答弁だったと思うんですが、私が質問の中で申し上げた、いわゆるこれは川棚町民の飲む飲料水の、いわゆる取水の上流に当たるわけですね、全てこの東部地区というのはですね、その水を川棚町民は飲んでいるということでもあります。そういった意味からもですね、先程、中山地区については費用対効果として接続できないということだったんでしょけれども、さらに踏みこんで川棚川、いわゆるその県道、町道、上組の方の県道、町道ありますよね、そういった沿線についてはですよ、繋いだ方が私は効率的には良いんじゃないかと、それと環境に対する配慮と言いますか、そういった面も含めてですね、中山を除外するというのは、費用対効果、それだけだろうと思うんですが、もしそこをすとなった時には可能性としたら費用効果が認められないと言いながらも、可能性としたら接続することはあり得るんですか。

町 長 ただいま中山地区についてのご質問をいただきましたが、今議員がおっしゃるように、これは費用対効果の面から集合処理は不適當だろうと、合併処理浄化槽での水洗化を図るべきだろうと、こういった考え方が示されて

おります。ただ今、川棚川上流ですので入れてはどうかというようなご質問でございしますが、基本的に下水道事業は国からの補助金を受けて実施をしておりますので、果たして費用対効果でマイナスという事業を、国がおそらく補助事業として認めることはできないだろうと思いますので、事業の取り組みは非常に厳しいんじゃないかと、そういった感想を持っております。以上でございます。

5 番 三 岳 下水道については、一応、そのぐらいで終わりたいと思うんですが、実はその区域外、いわゆる個人設置型ですね浄化槽を設置する場合ですね、今設置の際の補助というのはございます。ただあの、維持管理に対する助成といいますか、そういったものはないわけですね。県内を調べてみますとですね、近隣でいきますと大村、佐々、そういったところはですね要綱を定めて助成をしていると、維持管理に対する助成を行っているということがあります。本町もですね、私ちょっと調べましてですね、下水道に今一般会計から3億程の繰り入れがあつておるわけですね、そのうちの1億7千万円、これは平成22年度の決算を見てもみますと1億7,500万円程ですか、それが要するに交付税措置で起債償還等に当たるものというふうに理解をするんですが、残りはですね、これはいわゆる下水道料金を抑えているというか、それに対する助成じゃないかと、所帯で割ってみますとですね、これが年間一所帯当たり4万ちょっと超すぐらいですね。そのくらいの要するに一般会計からの助成を行っている、しかしながらですね、この下水道というのは私は利用者負担であるべきと私は思います。そういった中でですね、浄化槽に対する助成は維持管理についての助成はあっていないということで、大村市のようにですね、助成する考えはないのかお尋ねしたいと思います。

町 長 ただいまの質問は通告文にはございませんでしたので、どう判断されますか、答えるべきでしょうか。

議 長 お考えがあれば、浄化槽の関連で文言はありますので、答弁できる範囲があればお答え頂き、もしなければお答え頂かなくて結構でございます。

町 長 それではあの、議員からは下水道事業会計に一般会計から3億2千万円ほど繰り入れをしていると、基本的には独立採算制であるべきだというようなお考えのもとから合併浄化槽の維持管理費に助成をしたらどうかというような趣旨のご発言だったと思うわけでございますが、この3億2千万円の内

訳につきましては、これまでの建設事業にかかる償還金の返済の財源、あるいは建設工事への財源として、ほとんどが使われておりまして、約750万円程度が維持管理のための経費の財源になっているようでございます。そういったことから、本来はこの部分は下水道の使用料で賄うべきという考え方はもっともでございます。そういったことで、議員のおっしゃることは分かるわけですが、だからといって浄化槽の維持管理に対して補助をせろということにつきましては、現時点では考えておりません。基本的には負担の公平ということを考えますと、そういった考え方にもなろうと思うわけですが、現在は下水道事業を実施をしております、これの完成の暁にはそういった判断もなされて良いんじゃないかと思っております、現時点ではちょっと時期尚早な気も致します。以上でございます。

5 番 三 岳 先程言いました大村、佐々というのは、これはまだ下水道事業を推進している段階ですよ。だから事業が完成してからというのは、極端に言いますといつになるか分からないと、先程、平成30年ぐらいにはできるだろうという話だったんですけども、その間ですね、いつかは自分のところにも下水道が来るんじゃないかというですね、ことを考えておられる町民の方もいらっしゃると思うんですよ。そういった中で、もうはっきり線引きをされて下水道での整備はできないと、もう浄化槽でしかできないよとなったところにはですよ、やはりそれだけ手厚い助成と言ったら語弊があるんでしょうけども、してですね町内の水洗化を進めていくと、推進していくという考えに立てばですね、そういう助成があるということであればですね、設置しようという方が出てくると思うんですよ。そういう考え方に立てばですね、私は完成後ということではなくて、現時点でも考えてもらっていいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

町 長 お答え致します。今あの、合併浄化槽の設置状況をちょっと見てみるわけですが、下水道区域以外に設置をされたものが、約480基でございます。これに維持管理費を町が助成致しますと、現在、年間維持管理費が1万9,800円ですかね。たぶん一基当たりメンテ業者に委託をする場合には1万8,900円ですか、これをもし助成すると致しますと約1千万円の財源が必要になります。三岳議員のおっしゃるところは十分、分かるわけですが、直ちにそれを実施するというような判断には至っておりません。

5 番 三 岳 先程あの、下水道の3億の繰り入れの中の維持管理に要するというのが750万円とおっしゃったと思うんですが、それとあまり変わらない額じゃないかと思うんですが、そこはどう判断されますか。

議 長 三岳議員、浄化槽の取り組みの件については、一応、答弁もありますので、ある程度の段階での詳しい答弁を必要とするのであれば、改めてその議論をする機会も作って良いかと、今の分については答弁をして下さい。

町 長 750万円と1千万円でちょうど良いんじゃないかという発言がありましたので調べているんですけど、現在の下水道接続世帯が、接続人口から判断致しますと約2,500世帯ぐらいではないかと思っておりますので、これを割りますと1件当たり3千円の金額になりますので、3千円対1万8,900というような判断ができると思います。そういった状況ではありますけれども、議員の質問されている趣旨は十分理解できますが、現状ではそういった考え方は持っておりませんのでご理解いただきたいと思います。

5 番 三 岳 通告になかったということで、浄化槽についてはですね。たぶん私の質問で、町長は東部地区もやるよという答弁が返ってくるよということで、一番後半にですね合併浄化槽も含めた整備という表現を使っております。そういった意味でですね、合併浄化槽に入り込みすぎたのかなという気は致しますが、いずれにしてもですね町全体の水洗化を推進するという立場であればですね、これは維持管理についてもですね助成を、やはり検討して頂く必要があるんじゃないかということでご提言を致しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長 次に、森田宏議員。

1 3 番 森 田 私は、「中学校での柔道の授業は」というテーマで教育長に質問致します。

文部科学省による中学校にかかる学習指導要領の改正により、保健体育に関する授業科目の一つとして、本年4月から川棚中学校においては、柔道が必修科目として決定しています。男女全ての生徒が3年間カリキュラムにより柔道を正規の授業として受けることになると思います。中学校当局においては、その準備を怠りなく最中と思います。一方、中学生本人や保護者などには授業の内容、授業中の負傷、けがですね、などに不安があると聞きます。このような

問題に対し、特に安全の確保の面から、どのような対策で望むのか質問致します。

教 育 長 森田議員の質問にお答え致します。

柔道の授業に関して、特に安全面を中心にどのような対策で望むのかという質問の主旨と捉えましてので、そういう点からお答えを致します。

平成20年3月に中学校新学習指導要領が告示をされました。その後、平成24年4月からの新指導要領に基づきます教育課程の完全実施に向けて、文部科学省、あるいは県教委によります新教育課程についての研修会が実施をされているところでございます。特に、選択から必修に替わります柔道につきましては、安全面を含めた研修が実施されてきているところでございます。

とりわけ柔道につきましては、安全性の確保が議員ご指摘のとおり大きな話題、あるいは課題となっているところでございます。そこで施設、設備の安全確保を含めまして、指導者の研修も実施されているところでございます。

特に来年度から初めて柔道を導入する学校における安全確保が課題、あるいは話題になっているところでございます。3月13日付けで文部科学省から「柔道必修化に伴う安全管理の徹底について」という通知が出されたところでもございます。その中で、「柔道の授業の安全な実施に向けて」という柔道の安全指導の手引書も渡されました。幸いに致しまして、川棚中学校は、これまで男子につきましては柔道を、女子はダンスを実施しております。川棚中学校の柔道の授業の歴史は50数年ございます。したがって、川棚中学校におきましては、柔道の安全指導についての十分なノウハウを有している、そのように思っているところでございます。しかしながら、柔道の授業において、ケガ、議員ご指摘のとおりケガ等の心配があるのも、また事実でございます。教育委員会と致しましては、先程申し上げました柔道の安全な指導についてのしおり、手引書ですね、あるいは今までの経験を活かして柔道の授業における安全確保に十分に努めるようにという指導をしてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

1 3 番 森 田 教育長から丁寧なご説明をいただいて、ほぼ分かりつつあるんですが、実はですね、この中学校の柔道についてはですね、柔道の授業については、昨年の3月議会でですね同僚議員が質問をしております。私もちゃんと聞いておりまして、議事録も拝見しております。冒頭に申し上げますようにです

ね、非常に危険なスポーツだということが一般化されておるんですよ。私も柔道は全くできないんですよ、高校時代は私ラグビーをやっていたんですよ、ラグビーがスポーツの上で最も危険なものと思ってまして、私は自分の親族には絶対やらせないということでやっていたんですが、ところがですね、最近、質問するようになりましてからですね、いろいろ新聞報道を見たり、あるいは勉強したりしておりましたが、中学校ではですね、やっぱり柔道の事故が一番多いんですよ。そしてインターネットなんかで調べてみたらですね、柔道を褒める記事は全然ないんですよ。ひとつぐらいあっていいじゃないかと探したんですけどないんですよ。それで私は、今年の4月から中学校で柔道が正課になったことは全く否定する気持ちはありません。これは先程申し上げましたようにですね、ご当局によって安全を確保して、十分事故防止に注意してやっていただきたいと、これは誰もが考えていることだと思うんですよ。それで中学校ではですね事故等が圧倒的に多いんですよ。死者も多いんですよ、27年間で110人が死亡したという新聞記事もあるんです。これは赤旗という新聞ですけどね。保護者の会の調査によりますとね、平成10年だけで青少年が柔道の競技か練習か分かりませんが、6人ぐらい死亡していると。川棚町では絶対こういうことがあっちゃいけないというふうに、私は思っておりますね、教育長にがんばってほしいのはですね、指導者の養成なんかあると思いますよね、私も分からないので、どういう人が指導者か分かりません。柔道というのはイメージ的に投げ飛ばしたり、首を絞めたりですね、胴を絞めたりしてやっていく、そういう認識しかありませんので、一般的な人もそうだと思うんですよ。それは競技中に起こるのであって、例えば中学校の3年間では、新聞に受け身三年と書いてあるんですよ。良い言葉だなと思ってですね。受け身三年というのは、指導者の資質、能力なんかによると思いますので、指導者の養成なんか、そういうことについてもうちょっとお答え頂けませんか。

教 育 長 指導者の養成についてでございますが、まず中学校で指導する内容について答えたいと思います。

礼法、礼儀ですね、受け身、そして基本の技でございます。指導者の研修ですが、県教委におきまして柔道の指導についての研修を実施しているところでございます。それからケガの心配をされているということでしたが、平成元年度から平成21年度までの柔道における事故ですが、授業における事故という

のは起きておりません。ただし部活動における事故は起きているようでございます。したがって、たぶん一般の方が柔道というのを考えられた場合に試合をやっているという、そういうのがまずイメージされていると思います。ところが授業で扱うのは、ほとんど基本的な内容でございますので、そういった危険性は少ないというふうに認識をしているところでございます。

1 3 番 森 田 教育長がおっしゃるようになりますね、例えば私なんか何も分からないので、そういう場面しか、試合を見ておるだけですよね。ところが文部省は、そういうことをいきなりするなど言っておるんですよね。ですから私がこだわりますように指導者の養成をしっかりといただくと、そして試合はなるべくしないで、日本固有の伝来である武道の礼儀礼節から始まるということを期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

それからですね、傍聴の方もいらっしゃいますので、ご父兄の方はですね、柔道、剣道、相撲のうちの3つの中で柔道を選択したのは費用の関係、特に武具っていうんですか、服装ですね、服装の関係の費用の負担からも選択したというふうに聞いておりますし、そこらへんの費用の問題、去年の3月の一般質問でもあっておるんですよ。柔道着と言いますかね、あるいは武道場とか、そういうことに関する保護者の負担とかいう問題があると思いますが、ちょっとお願いしたいと思います。

教 育 長 お答えを致します。まず一点目、川棚中学校が柔道を選んだ理由を三点お答えを致します。

一点目は、武道場が近くにあって、中学校に優先的に使わせていただけるという、そういう条件があります。

二点目は、道着、これは今までもやっておりましたので道着がございましてですね。今度は女子の分を揃えればよいということで、道着の面で財政的、経済的にいいということがございます。

それからもう一つは、川棚中学校が、先程申し上げましたように、ずっと柔道の授業をやってきた、この三つの理由で柔道を必修の種目として選択したところでございます。

1 3 番 森 田 分かりました。そういうことでありましてですね、受け身三年の精神こそ柔道の本質だというふうに報道系も言っております。

もう終わりますので最後の質問にします。ある投書ではですね、柔道ですか

ら受け身三年と言っても、だんだん試合形式に向けていくんじゃないかと思うんですが、やっぱりそういうふうに進んでいく間にですね、柔道に対する能力の優劣がだんだんつくと思うんですよね。そういうことにいじめの対象になるんじゃないかという危惧があるんですよ。よくありますよね、優劣がついた場合に、どうしても優秀の方が悪い方にいじめをすとか、そういうことの心配があるんですが、その点についてお願いします。

教 育 長 川棚町の教育で、僕が一番強調していること、それは安全、安心に、いきいきとできる学校を作り上げることでございます。安全、安心に、いきいきと活動できる学校と言いますのは、一つは施設設備面がでございます。もう一つは精神的な面がでございます。いわゆるいじめとか、そういうことがない。みんなが楽しくいきいきと活動できる学校、そういう学校づくりを一番に目指しておりますので、そこらあたりは柔道に関わらず、常日頃、一番、気がけておるところでございます。

それから付け加えて、ちょっと説明をさせていただきたいんですが、心配を取り除くという意味でございます。授業時数がですね、一年生で年間に8時間で、2年生で年間10時間、3年生で年間13時間の予定でございます。したがって、イメージの中で柔道をたくさんやるというイメージがあるんじゃないかと思うんですが、そんなに多くの時間は授業をやらないということ、ここらあたりもご理解頂けると大変、ありがたいと思います。それと、もう一つ付け加えさせていただきますと、柔道の授業として、我が国の伝統と文化を尊重する、あるいは自らを律して相手を尊重する態度を養う、こういった点も指導してまいります。以上でございます。

1 3 番 森 田 分かりました。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 通告文に従い、幼保小連携接続について、教育長へ質問します。

子ども達が小学校生活に順応できない小1プロブレムを起こさず、小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続のため、幼稚園、保育所、小学校の連携は以前から、その必要性が求められています。現行の幼稚園教育要領と、保育所保育指針では、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることに留意し、幼児期にふさわしい生活をとおして、創造的な趣向や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすることや、幼児と児童の交流、小学校教師との意見交換や情報の共有など、ほぼ共通する事項を規定し、連携を図るよう推進されております。

しかしながら、幼児教育と小学校教育に対する理解がばらばらであるように感じ、また連携も十分ではないように感じております。遊びや体験をとおして、一人ひとりと関わりを持ち、子どもの個性を活かしながら自由に学びを促していく幼児期の教育活動、全ての子ども達が限られた時間で共通の学習内容が決められた教科指導、達成すべき課題、守るべき決まりなど、教科学習が中心の学校教育、このそれぞれの違いを踏まえて小学校への円滑な移行を目指すと共に、幼児教育と小学校教育の違いを相互に理解を深め、スムーズな接続ができるよう、幼児施設と小学校との連携を効果的に進めていく方策を充実することが必要であると考えます。

本町においては、平成17年度から19年度まで、みのり幼稚園、川棚みのり保育園、石木小学校が長崎県のモデル地区として指定され、幼保小の連携のあり方について次の四つの視点から、実践研究が行われております。

一つ目に、情報の共有化。幼児、児童の一人ひとりの情報を共有化し、連続した育ちに目を向け支援する。

二つ目に、教師間の連携と、学びの連続性。教師、保育士が連携を持つことで取り巻く環境を知り、理解を広げ指導内容や指導方法をつなぐことで、学びの連続性につながる。

三つ目に、幼児、児童間交流。交流活動を進めることにより、幼児は将来の憧れを感じ、児童は自分の育ちを振り返り豊かな心の育成につながる。

四つ目に、保護者間交流。保護者がそれぞれの教育の内容を知ることで、子どもの連続した育ちに目を向け、豊かな成長につなげていく。

この四つの視点で行われており、幼保小の連携の継続的な取り組みが促され

ております。この研究成果を引き継いだ本町の取り組みについて、幼児施設と小学校の連携の進捗状況と、今後の取り組み方など、次の四点を尋ねます。

1、研究成果を踏まえた連携、接続の実践は、現在どのように取り組んでいるのか尋ねます。

2、社会教育の面から、公民館、小学校等を利用して、幼児と児童の交流や教職員と保育士等の情報交換などに取り組む考えはないか尋ねます。

3、幼児施設と小学校の違いや、連携の必要性を考慮し、子どもが環境の変化に対応しやすいような幼稚園、保育所から小学校への連続性に配慮した手引書の作成など、具体的な方法を検討する考えはないか尋ねます。

4、第5次川棚町総合計画の3に、幼児教育の充実の基本方針に、「幼児の心身の健全な発達を促すため、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校などが一体となって幼児教育の充実に努めます。」とありますが、小学校を中心とした教職員、保育士、家庭、地域の支援体制づくりなど、連携接続を進めるための本町の取り組みを尋ねます。

教 育 長 波戸議員の質問にお答えを致します。

まず、研究成果として、次の四点が上げられるように思います。

一点目は、研究指定による実践研究を通しまして、お互いの信頼関係が深まったということでございます。

二点目は、お互いの情報交換が、よりスムーズに行われるようになったということでございます。

三点目は、今までも実践しておりました交流活動が、よりスムーズに行われるようになったということでございます。

四点目は、お互いの教育内容、あるいは保育内容、そういったことを知ることの大切さが認識されるようになったということでございます。

こうした研究成果を踏まえまして、まず一点目の連携接続の実践について、三点お答えを致します。

一点目は、新一年生を招いての小学校での交流活動。これが年に1、2回、各学校で行われるようになったということでございます。今までは、石木小学校だけだったと思いますが、それが町内の三校で行われるようになったということでございます。

二点目は、主に特別な支援を必要とする子どもについての情報交換が、各学

校と各幼稚園、保育園で行われるようになっております。

三点目は、お互いの行事等への児童、あるいは幼児、乳児も加えるべきなのかも知れませんが、参加をするようになったということでございます。

次に、二点目の幼児と児童の交流についてお答え致します。

これについては、現在実施しています読書フェスティバルにおいて、町内の小中高校及び各幼稚園、保育園に案内を出してありまして、幼児と児童の交流の場になっている。そのように考えております。また来年度は、5月に川棚町図書室まつりを企画してありまして、これも同じように児童と幼児の交流の場になるものと期待しているところでございます。

同じく二点目の教職員と保育士との情報交換についてお答えをします。これも二点でございます。

一点目は、先程も述べましたが、入学前に各小学校と幼稚園、保育園との入学をしてくる子ども達についての情報交換を行っているということ。これは特にですね、特別な支援を要する子が中心になります。

二点目は、川棚町特別支援教育コーディネーター連絡協議会という組織を作っております。この組織の構成をしているのは、各学校、各幼稚園、保育園と、その他に町内、県立の学校がありますね。それと東彼地区障害者地域生活支援センター、そういったいわゆる特別支援にかかる町内全ての施設を対象とした会合でございます。この中での情報交換を行っているということでございます。

三点目の幼稚園、保育所から小学校への連続性に配慮した手引書の作成など具体的な方法を検討する考えはないかということについてお答え致します。

これについては、まず幼稚園、保育所、そして小学校に、こうした手引書の必要性が認識されているのか、この点についてしっかりと確認をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。もし、必要であるとすれば、川棚町ではどういったかたちで、こうした手引書を作成しているのが適当であるか、そうしたことを具体的に検討してまいりたい。そのように思っているところです。

四点目は、小学校を中心として教職員、保育士、家庭、地域の支援体制づくりなど、連携、接続を進めるための取り組みについて質問でございましたので、この点についてお答えを致します。

川棚町の子ども達が、より良く成長していく、そのために大切なこと、これ

は幼児教育の充実であろう、常日頃そのように考えているところでございます。特に、乳幼児期における家庭教育、これは極めて大切であろうと思っております。そこで、小学校、幼稚園、保育園、教育委員会、健康増進係、子育て支援班を含めた、いわゆる子育てに関わる、現在関わっているそういった方々との情報交換の場が設定できれば、川棚町の幼児教育は今まで以上に充実していけるのではなからうか、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

8 番 波 戸 まず一番目の回答のところなんですけれども、今1、2回各小学校におきまして幼稚園、保育園は川小まつりとか、にこにこフェスタ、ようこそ川棚小へ、石木小へという行事がありますので、そのあたりに案内があった時には積極的に参加をしているんですけれども、実践研究の中で行われました行事やお便りの交換をし合うということが研究されておりますけれども、それがまだまだ現場の方では実践されていないように思いますけれども、そのへんを進めていく考えはないでしょうか。

教 育 長 まず、それが実践されていないということでございますが、実践されていないという、訳がたぶんあるだろうと思います。そういった訳をまずしっかりと把握したいと、そのように考えます。

8 番 波 戸 実践に向けてということは、施設の方に確認をとってからということになるのでしょうか。

教 育 長 研究がなされ、そして実践をするということで、実践をされていないということであればですね、そこに実践されていない原因、これは絶対にあるだろうと思います。そこが把握されずに次のどうやっていくかというのは、まず考えられないというふうに思っているところでございます。

8 番 波 戸 実践研究の中で、交流授業ににこにこフェスタなどで行うことや、保護者、保育士、教職員へのアンケート調査も行われておりますけれども、これも実際現場の方には下りてきてないんですけれども、これもやっぱり研究の成果で回ってきていないという認識でよろしいでしょうか。

教 育 長 そのアンケートについて、私はよく承知をしておりません。申し訳ありません。そこらあたりはもう一度十分に調べまして対応したいと思います。

8 番 波 戸 3年間かけました実践研究の中で、ちょっとお借りしてきたんで

すけども、幼保小連携推進事業研究発表会ということが行われております。この資料をご覧になったことはございますでしょうか。

教 育 長 私もその研究発表会には参加を致しました。したがって見させてもらっていますが、今その内容を全部覚えているかと言われると、それはちょっと自信がございません。

8 番 波 戸 内容の方には触れませんが、この中で先程言いましたアンケート調査等の資料も、実際の資料も付いていますので、それが実践できるのであれば実践していただきたいと思いますので、そこも研究されてからということになりますか。

教 育 長 これは議員がおっしゃいましたように17年度から19年度において実践研究がなされたものでございます。今、23年度です。そうした中で実践をされていないということであれば、そこに実践されていないだけの訳があるはずでございます。私はそのように考えております。したがって、まずその訳をしっかりと把握したいということです。ご理解をいただきたいと思えます。

8 番 波 戸 それでは二点目のところで、先程、さまざまな交流授業、社会教育の面から行われているという説明でしたけれども、この中でですね、この質問に書いていますけれども、一年生を担当する教職員と、次に小学校に上がるクラス担任の先生との交流を、担任同士が交流を持つような場を作るような考えはないでしょうか。

教 育 長 すいません。私が今の質問を十分に把握することができませんでした。二点目での質問なのか、あるいは三点目での質問になっているのかというのが、よく把握できませんでしたので、申し訳ありませんがもう一回お願いを致します。

8 番 波 戸 私は二点目の方に関連すると思っております。社会教育の面からですね、その公会堂を使って、先程言いました教職員と担当の保育士、教諭との交流会ということをお願いします。

教 育 長 社会教育の面ということになりますと、非常に僕は難しいのかなというふうに思っております。その訳はですね勤務時間外になるだろうと、そうなってくると勤務時間外に小学校の教師、あるいは保育園、幼稚園の保育士あるいは教師が交流の場を持つというのは非常に厳しいのかなと、そういうふ

うに考えているところでございます。

8 番 波 戸 教育長の話によりますと、3年間の実践研究の結果、今、先程言ったような取り組みがなされていないということなのですが、例えば平成25年度から幼保一体化も進んでいきますので、平成25年度から運用できるように、来年度、24年度中に子ども間の交流事業や、お便りを交換し合うなど連携に向けた検討をする考えはないかお尋ねします。

教 育 長 もし教育的価値が十分に認識されておれば、それは当然19年以降、20、21、22とあっているわけですから、その間で実践されているのが筋ではないかというふうに私は考えます。それが実践されていないということであれば、そこに何らかの原因があると思います。そこを明確にしないで実践をするとかしないとかという答えは今の段階では出せない、そのように理解を致します。

8 番 波 戸 それでは再度、実践研究の評価と言いますか、今行われていないということで、再度の研究をされる考えはないということで理解してよろしいでしょうか。

教 育 長 波戸議員が、この質問の中でおっしゃりたかった一番大切なことは、要するに接続ですね、これをいかにやっていくかということだろうと私は認識をしております。そういった面で考えていきますと、先程申し上げましたけれども、3番とも関係してくるんですが、一番大事なことは、今、幼児教育に関わっている者、これがいかにそれぞれの場における問題点とか、そういった情報を共有していくこと、これがものすごく大事だろうと思っています。そういう共有していく中で、どういうことをやっていったらいいんだろうかというのも当然、出てくるんじゃないかと思うんですね。川棚町の教育をより良くしていくために、幼児教育の中で自分達が必要なものは何だろうか、そういった視点で考えていくということが、これからのより良い幼児教育を作っていく、あるいはより良い川棚町の教育を作っていくという面では、より大事かなというふうには基本的に考えております。以上です。

8 番 波 戸 これからより良い教育環境を目指していくということですので、それを期待致しまして私の質問を終わります。

議 長 次に、山口隆議員。

1 5 番 山 口 通告文に従いまして、大きい項目で二点ほど質問させていただきます。

昨年、3月11日の東日本大震災以降、防災関係について毎日のように報道がなされているというのは事実でございます。そういった中で、火災であるとか、風水害などの災害時に警戒、防災に出動し、任務にあたるのが消防団であり、その献身的な活動に対して敬意を改めて表す次第でございます。

そしてその存在活動というのが、町民に安心感を与えていることだろうと思っております。消防関係について、以下の二点をお尋ね致します。

まず一点でございますが、現在、本町の消防団は7分団編成であり、それぞれ定数が決められています。しかし、各分団の管轄区域の世帯数から考えると、その編成がアンバランスであり、将来の分団員確保等、分団によっては厳しい状況が危惧されると。今後、消防団の編成並びに充実について、どのように取り組む考えかお尋ね致します。

二点目でございますが、各分団毎に地域で消防後援会を組織し、消防団の活動を支えております。そのために各世帯から負担金をお願いし、後援活動を行っています。しかし、この負担金について、世帯数が多い分団と少ない分団では2倍程度の差があり、不公平感があるように考えられます。消防後援会のあり方について、どのように考えられているかお尋ね致します。

次に、二点目でございますが、災害に強いまちづくりということでお尋ね致します。昨年、3月11日に東日本を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生後1年が経過し、災害からの復興とともに、災害に対する検証が行われ、災害に強いまちづくりについて多くの自治体で検討され、新たな取り組みが始まっているところでございます。本町でも嬉野市を含む隣接町や、東海村などと広域災害連携協定、いわゆる相互支援でございますが、結ぶなどの取り組みがなされているところでございます。防災関係について、以下、三点ほど質問致します。

まず一点目でございますが、災害などによる被害を防止し、軽減するため、地域住民と連携し、協力し合って、自らの町は自ら守るという精神により効果的な防災活動をするため、自主防災組織が必要と思われまます。川棚町国民保護計画によると、自主防災組織等に対する支援を掲げられております。町として自主防災組織の立ち上げ等に積極的に支援する考えはないかお尋ね致します。

二点目でございますが、災害時の緊急支援物質、例えば毛布であるとか、非

常食などでございますが、この備蓄についてはどのように取り組んでおられるか。また、この緊急支援物質を一ヶ所に備蓄するのはリスクがあると思われま
す。分散して備蓄する考えはないか尋ねます。

三点目でございます。校外への避難訓練については、避難場所、避難経路な
ど熟知していることが必要であると考えられます。地域の方々、消防団等の連
携の基に行うのが、より効果的であると考えられます。そのような取り組みを
する考えはないか尋ねます。以上でございます。

町長 ただいま山口議員から二つの質問をいただきましたので、順を追
って答弁をさせていただきます。

まず消防団組織の充実をというご質問でございますが、現在の消防団は本部
と、本部分団と、そして各分団7分団で構成をされておりました、定数が29
0人に対しまして、現在の団員数が284名となっております。そして、この
消防団につきましては、昭和47年2月に条例が制定されまして、規則では各
分団は5分団、そして消防団員の定数は290人と定められているようでござ
います。その後、分団の改変が2度行われまして現在の7分団となりますが、
団員の定数は当時と同じ290名でございます。しかし、各分団の現在の団員
数は、その分団の実情によりまして変わってきているようでございます。

このご質問では、各分団の数がアンバランスであるとのことございまして、
おそらく先程おっしゃいましたように世帯数から見てのことではないかと、こ
のように思います。確かに世帯数から致しますと、2分団、3分団は250%
を超えますので、バランスが悪いということになりますが、世帯数に面積など
を考慮し、また加入できる人員などから各消防団で決められたものと、このよ
うに思っております。災害がいつ起こるか分からない環境でございますので、
安易に団員数、いわゆる定数を削減することはできませんが、ライフスタイル
の変化と共に、世帯分布、人口分布も随分と変わってきておりますので、今後、
各分団の数の配置などは正副団長とも協議をして検討していきたいと、このよ
うに考えております。

次に、後援会活動の件についてでございますが、まず消防団の活動に対し、
物心両面にわたりご支援をいただいております各地域の皆様方に、私の立場か
ら心からお礼を申し上げる次第でございます。さて、後援会費についてでござ
いしますが、この会費は一世帯当たり1,500円であるところ、あるいは5

00円のところ、そしてまた400円のところもあるようでございまして、各分団で確かに違いがございまして。そしてこの後援会は消防団の活動に支援協力を行うためにあるものでございまして、消防団の活動をサポートする任意団体でございまして。地区での考え方もいろいろあると思われまして、町がどうすべきであると言えない部分ではないかというふうに思っております。したがって、消防後援会である総代会などで協議をしていただければ大変ありがたいと、このように考えているところでございまして。

次に、災害に強いまちづくりについての質問にお答えを致します。この質問では三点について述べられておりますので、それぞれ答弁を致します。

まず、第一点目の自主防災組織への支援についてでございますが、ご質問のように平成19年3月に制定致しました川棚町国民保護計画に自主防災組織に対する支援がございまして、川棚町防災計画書には自主防災組織の育成計画が謳われているところでございまして。この自主防災組織でございますが、昭和63年6月に婦人防火クラブが結成をされております。そして平成5、6年頃でしょうか、平島地区に自主防災組織が結成されているところでございまして。このようなことから、地域で自主防災組織を立ち上げるための支援につきましては、協力依頼があれば当然、対応することと致しておりますが、町と致しましては自主防災組織の必要性や役割、標準的なマニュアル、これを作りたいと、このように考えております。ただ、この自主防災組織は議員も先程述べられましたように地域住民が、自分達の地域は自分達で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成される組織でございまして、4月開催予定の総代会議で、この自主防災組織についての説明をさせていただいて、まずは各地区の総代さんにそのことのご理解をいただきたいと、このように考えております。

次に、二点目の災害時の緊急支援物資の備蓄についてでございますが、現在は家屋火災が発生した時の対応と致しまして、いきがいセンターに毛布及びタオルケット、日用品セットを置いているのみでございまして。そこで、毛布は必要であると考えますので、設置場所や数量等を調査研究して備蓄について、今後前向きに検討してまいりたいと、このように考えております。また、食料品については、スーパーやコンビニとの提携によって確保したいということで、検討をしてまいりたいと、このように考えております。

なお、三点目のご質問につきましては、教育長が答弁致しますので、よろし

くお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 山口議員の三点目の質問、校外への避難訓練についてお答えを致します。

現在、学校は豪雨、台風、地震、津波等の際の避難場所に指定されております。そこで、原則的には校外に避難するよりは、学校にいた方が安全であろうと、そういうふうに考えているところでございます。従いまして現時点で校外への避難訓練は考えておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、地域や保護者等との連携は極めて大切であります。東日本大震災の際も、保護者の迎えを待っていたために津波の犠牲になったという話もございました。また、逆に岩手県釜石市においては、児童生徒自らが適切に状況判断をして避難し、ほぼ全員が助かったということもございます。釜石の奇跡とも言われております。ただこの釜石の奇跡と言われておりますが、ここでは学校の子ども達は、自分達で確実に避難をするからということを経験に周知するようということもなされております。そういった意味での連携というのは極めて大切だと考えております。したがって、こうした事例から考えますと学校の避難方法、こういったものを地域あるいは保護者に知らせておくことの大切さを痛感しているところでございます。したがって避難訓練のあり方等につきましても、学校支援会議等でも取り上げる必要があると考えておるところでございます。町内校長研修会でも十分にそこらあたりについて研究を深めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

1 5 番 山 口 まず一点目でございますが、消防団の編成についてでございますが、現在290名定数がですね、284名ということで6名不足しております。こういうふうな消防団の不足、その他、団員の募集についてですね、どのようなかたちで具体的に町として取り組まれているのかお尋ね致します。

町 長 実務的な質問でございますので、総務課長から答えさせます。

総 務 課 長 団員の募集、確保についてでございますけれども、分団長会議というものを開催します。その中で分団員数の定数に満たないところは確保してくれ、あるいは今、女性消防団等の確保を本部の方でしております。そういったことで、それぞれの分団長会議の中で、そういったお願いをしているという状況でございます。

1 5 番 山 口 定数の問題でございますが、アンバランスという感覚がですね、

先程、町長の答弁でございましたように、確かに2分団、3分団というのは非常にいっぱいの状態なのかなという感じがするわけですね。ちょっとあの、数字的な例を挙げるといのはどうかと思いますが、数字的な例を挙げて質問させていただきますが、これはちょっとデータが去年の4月のデータでございますので、1分団がですね、1,379世帯でですね団員の定数が44名でございます。これを単純に1分団員当たり割りましたらですね31世帯に1人なんですね。まあそれに近いのが6分団、7分団でございますが、ここらへんは数字は省略します。そして一番少ない地区が2分団、3分団同様のですね、定数で世帯を割りましたらですね6世帯強ぐらいなんです。ということは、この定数でいけばですね、いわゆる一番多いところは31世帯に1人ぐらいの割で消防団員の定数になっていると、しかし2分団、3分団は6世帯に1人ぐらいの分団員数であると、そうすれば別に地区別に考えればですね、2分団、3分団が消防団員の候補者が多くて、1分団が少ないというわけでもない。将来的に、この定数が続けばですね、やはりどうしても2分団、3分団で団員の確保が難しくなる可能性が高いと。そういった点を考えればですね、やはり今の少子高齢化の中で世帯数、人口が減るといのは目に見えているわけでございますので、やはりこの時期にですね団員数を減らせばいいということではなくてですね、そういったことを踏まえながらですねトータル的な消防団の定数であるとか、それからできれば再編等を含めてですね検討すべき時期かと思いますが、どのように考えられますかお尋ね致します。

町長 お答え致します。今、議員もおっしゃったように団員数の、いわゆる定員の290名、これは安易に減らすべきではないというふうな認識は持っております。そこで冒頭申し上げましたように、この現在の各分団の団員数につきましては、地域の実情によって長年の歴史の中から今構成されているわけでございます。しかし、ただいま議員がおっしゃったように少子高齢化の中での、今後ますます団員の不足は生じてくることも予想されておりますので、先程申し上げましたように正副団長等と十分協議をして、今後、対応してまいりたいというふうに思っております。なお、川棚町には昭和25年からでしたか、消防行政の円滑な運営を図るために、川棚町消防委員会というのも設けておりますので、その中でも十分協議をさせていただきまして、意見を聞いてから対応してまいりたいと、このように考えております。

1 5 番 山 口 それからまだ一の項でございますが、消防団の充実ということについても上げておりますので、ちょっとこれについて質問致したいと思っております。

消防団の充実ということについて考えればですね、設備と人的な両面から考えられるわけですね。設備面からは、もういろんな第5次総合計画等にも上げてございますが、現在のポンプ車等というのは一部を除きまして、それこそ20年近い歳月が経っているものから、非常に長期間使われてきていると、そういったポンプ車というのを消防団員が日曜日に交代で、いわゆる整備をしたりということで、緊急時には緊急出動できるようなかたちですね、常日頃から整備その他で活動しているわけであり、大変、敬意を表するところでございます。こういったポンプ車等を含めたですね設備面での更新、これについて今後どのように取り組んでいく考えかお尋ね致します。

町 長 お答え致します。特に、消防車につきましては、ただ今議員も述べられましたように耐用年数が来ているものもあるのではないかと、このように危惧されます。しかし、各分団の団員の皆様方のご努力によりまして十分な整備がなされておりますので、特に活動においての支障がない状況でございます。そして、そういった団員のご努力には敬意を表しているところでございます。そこで、今後のことにつきましては、年次的に更新をしていくということで考えておりますが、何しろ多額の財源を要しますので、今後、長期にわたって計画をしていきたいと思っております。なお、議員もご承知のように平成24年度予算におきましては、一台更新をすることで予定をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

1 5 番 山 口 ただいまですね24年度予算の中でポンプ車の納入の、これが消防施設費1,370万円ですか、起債ですね。これが来年度のポンプ車納入の経費だろうと考えております。ぜひこれについても年度ごとにですね、古いものから替えていただいて、極力財政難の折と思っておりますので、これは続けていきたいと。

次にですね、人的な面ではですね、消防団関係者の話によりますとですね、昼間の火災の場合、団員の勤務等の関係もありですね、緊急の初動出動と言うんですか、できる人数というのが4分の1程度でもあると言われております。ここらどのへん把握されているかというのは、私もよく存じ上げませんが、だんだん若い方が減ってきている。そういう中で消防団もいろんなかたちで入っ

てもらおう活動ができなくなりつつあるわけですね。だからそういったことを考えればですね、やはり消防団そのものを、若者がですね使命感を持ってですね入団し、活動できるようなですね魅力ある環境づくりというんですか、こういったことをしないと、今の若い方々の価値観の違いで、消防団入団者が減る可能性があるとして、そういったことを考えればですね、今後、魅力ある消防団づくりというんですか、こういったことに取り組んでいく必要があるんじゃないかと考えております。こういった点について、どのように考えておられるかお尋ね致します。

町長 お答え致します。魅力ある消防団づくりについてどう考えているかという質問でございますが、申し訳ありません。具体的に考えは持っておりません。ただあの、やっぱりまずは町民の皆様方の防火意識を高めるというような活動が大事ではないかと思っております。そのために、男子の消防団員が不足しておりますので、それを補うことも考えまして、女子の消防団員を今、加入促進をしているところでございます。これは男性のように現場に出向いてということは非常に厳しいわけでございますので、町民の皆様方の防火意識の高揚を図る為の活動をしていただくようなことで、事業を進めているところでございます。先程の質問の、魅力ある消防団づくりに、どう取り組むかにつきましては、今後研究をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

1 5 番 山 口 若い方がですね、使命感をもって活動できるような消防団づくり、ぜひ検討していただきたいということで、第二点目の災害に強いまちづくりについてということで、再質問をします。

平成23年6月、昨年6月でございますが、川棚町地域防災計画書が修正されております。その中に、10節にですね、自主防災組織の育成計画というかたちで、いわゆる掲げられているわけです。その目的は別個にしてですね、組織づくりの中にですね、いわゆる郷、いわゆる町内会を単位として編成する、婦人団体、青年団体、PTA等を活用する。婦人防火クラブの育成などが掲げられております。実際に、こういうふうな修正をされてですね、その後、これを具体的に実現するためにですね、どのような取り組みがなされているのかお尋ね致します。

町長 お答え致します。自主防災組織の育成計画については、ただ今議員が述べられたように、そのような方向性をもって検討してきておりますけれ

ども、具体的に、例えば平成23年度取り組みは致しておりません。先程も言いましたように、このことにつきましては地域が自主的にという基本的な考え方もございますので、まずはどういったかたちで地域では取り組むことができるのか、そういったマニュアルを策定を致しまして、そして各地域の総代さん方と協力をして、これを組織をして育成をしていきたいと、このように考えております。

1 5 番 山 口 マニュアルがいつぐらいにできるのかということとですね、これ確かに今現在ですね、昨年の東日本震災以降ですね、住民の防災に対する意識というのは非常にいろんな意味で高まっていると思います。それこそ毎日、東日本大震災の後の、いわゆる復興、それからその後の検証による防災等についてですね、いろんなかたちで報道されているのが事実でありですね。こういうふうな防災意識が高まっている時期にですね、やはり自主防災組織等の編成、これにですね取り組んでいかないとですね、おそらくまた大変失礼な言い方かも知れませんが、何か計画書倒れ、かけ声倒れになってしまっただけで、一歩も進まないんじゃないかと、そういうふうに見えるわけですよ。そういったことから、このマニュアル等については、いつぐらいまで目標を持っておられるのか、そして自主防災組織というのは言うほど簡単には立ち上がらないだろうと、これは現実でございます。そうしたときにこれをですね、先程、答弁でございましたように、総代会で説明して理解を得ると、理解を得てもなかなか一歩踏み出されないというのが現実でございます。できればですね、何地区かモデル地区みたいなものを立ち上げですね、そういった中で、こういうかたちからでもできるんですよというような取り組みを始めるような気持ちがないかお尋ね致します。

町 長 お答えします。議員が今、述べられましたように東日本大震災を受けましてから、やっぱり安全で安心して暮らせるまちづくりの必要性が認識をされておまして、そういった考え方で行政を進めなければいけないと、このように考えております。そこでただ今、マニュアルがいつできるのかというご質問でございましたが、これにつきましては本町では6月に防災会議を予定を毎年しておりますので、それまでにはやはり作って、そしてその会議でも議論をしていただく必要があるのではないかと考えておりますので、そういう姿勢で今後、望んでいきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思いま

す。

それからモデル地区を立ち上げてというご質問がありましたけれども、実はこれは私もまったくそのように考えておりました、マニュアルを作った後、モデル地区をぜひ、例えば石木地区に設定をさせていただいて、そして取り組んでいければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

1 5 番 山 口 こういろいろ振っていただきましてありがとうございます。そういうのは別個にしてですね、同じようなかたちでですね本定例会で上程されております川棚地域見守りネットワーク協議会設置条例ですね、これについてはおそらく4月スタートしたいということで、上程されているわけでございますが、これも考えようによってはですね、自主防災組織の一環としてですね、考えられるわけですよ。だから単独でですね見守りネットワークだけを立ち上げた場合には、また別個のかたちで自主防災組織とか、そういうかたちに入ってくる。それであればですね、これも自主防災組織の一環として捉えてですね、こういったことをセットで取り組んでいく考えはないかどうかお尋ね致します。

町 長 ご質問の中にありまして地域見守りネットワークにつきましては、これは平成24年度をかけまして、この年度で構築していきたいということで4月からすぐできるというものではございません。今後、この新年度の中で、そういった体制を構築していきたいと、こう考えております。その中で、ただ今質問がありましたように、自主防災組織についても同時に研究をしてまいりたいと思っておりますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

1 5 番 山 口 次に、緊急支援物資についてお尋ねしたいんですけれども、先程、火災時だけに現在、いきがいセンターの方に毛布、タオルケット、日用品等を備蓄していると言われたわけですね。火災だけに対して。ところが最近の災害というのは、火災のみでなく、ご存知のとおりゲリラ的な豪雨が発生したりということで、局地的に非常に甚大な被害をもたらしている災害が多いと。そういった中でですね、やはりこの緊急支援物資についてはですね、いきがいセンターのみの備蓄でいいのかと、これは非常に疑問は感じられるわけです。いきがいセンターが被害に遭えば、そして同時に他の場所で被害があった場合には、全くこの緊急支援物資は役に立たないということが考えられる。そういう観点から考えればですね、リスクの分散じゃございませんけれども、いわゆるこれ

を何カ所かに分散して備蓄するということも考えていかざるを得ないんじゃないかと。平成20年にハザードマップというのが作成されまして各家庭に配られているわけです。なかなかもう20年ですから無くされた家庭もおられると思いますけれども、それに川棚町の避難場所、その他詳細が記入してあるわけですが、このハザードマップに記入してある避難場所のですね、数カ所を取り上げてですね、例えば東部地区、それから中部地区、西部地区等ですね、そういった拠点に分散して備蓄することによってですね、いわゆる一ヶ所が被害に遭った時には他の地区からすぐ緊急支援物資を回せますよと、そういうふうな体制をとればですね、やはりいざとなったときに、そのリスクが少ないと考えられる。こういうふうに緊急支援物資についてですね、いわゆるいろんな意味でのリスクを避けるために、何カ所か拠点を設けて分散して備蓄する考えはないかお尋ね致します。

町長 お答え致します。6月に開催を予定しております川棚町防災会議、これでは地域防災計画書の見直しを行うことにしております、今まで想定していなかった、いわゆる先程、一般質問の中でも議論がありましたように玄海原発の事故の対応であるとか、東日本大震災のような、ああいった大規模な災害が発生した場合の対応、そういったことも含めて計画書に盛り込む必要がございます。そこで、地震につきましては、あるいは原発事故につきましては、今後、県の方が現在では暫定計画であります、本計画が出されますので、それを待って本町でも策定したいと考えております。そういった中で、先程ハザードマップのことも触れられましたが、これには避難場所がきちんと示されており、その避難場所がどこにあるのか、どういった避難経路で避難すればいいのか、街角にそういった案内板を設置する必要があるかと思ひまして、24年度予算でそういったものを考えております。支援物資については、当然その避難場所に分散して設置をしていく必要があるのではないかとということで、今議員が述べられたようなかたちで、私も進めていきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

15番 山口 校外の避難訓練ということについて、特に学校では考えていないということですが、やはりこれはいろんなかたちでのですね避難訓練というのは考えておかざるを得ないだろうと。いわゆる東日本震災を例に出して申し訳ございませんが、東日本大震災後にですね、我が国では危機管理に関

して想定外という言葉はあり得ないと言われております。だからそういったことを考えればですね、やはりいろんなケースで学校における子ども、生徒児童の安全、安心というのは考えておくべきではないかと。そういったことを考えればですね、これは絶対あり得ないということが起こったときに、どうしようもなくなると、そういうことを考えればですね、いざとなったときに校外の避難もあり得るんだと。そういうこともですね想定をおく必要があるんじゃないかと。そして、校外の避難、もし考える場合にはですね、やはりどうしても地域の事情に熟知しておられる地区の方々、そして消防団、そういった方々とですね、連携し合って実施する必要があると思いますけども、計画をする時にですね、そういう方々と相談しながら計画を立てる考えはないかお尋ね致します。

教 育 長 お答えを致します。現在、東京においても東北大震災以降ですね、災害の規模等が見直しがなされております。私はそういったことが、これから先、長崎県においても進んでいくだろうというふうに予測をしております。そうした中で、学校だけではなくて、川棚町の避難のあり方、そういうことがもっとたぶん詳細に詰められていく、そういう状況が訪れるだろうというふうに予測をしておりますして、そういった時点で議員ご指摘のような、校外への避難というものが出てきた場合には、当然そこらあたりは連携をとり、あるいは御協力をいただきながらやっていきたいと、そのように考えているところでございます。

1 5 番 山 口 この質問をしたのはですね、昨年ちょっとこういう例がございましたので、ちょっとここでお知らせしておきたいと思っております。これは私の近くの学校です。石木小学校です。これが校外の避難訓練を致しますからということで、下石木公園なる公園があるんですが、そこを避難場所に避難していいでしょうかと言われたもんですから、私は何も考えずに「どうぞ使って良いと思います。」ということでお答え致しました。そしたらその後ですね、その公園がですね地区の人から遊水池としての機能を備えていると、そうすれば同じ避難を考える場合にですね、そういったことがまったく分かっていない状態で避難場所にして逃げた。逆にそこで二次災害の可能性も出てくるわけです。だからそういう事例がありました。結果としてですね。何も小学校の先生方を責めるわけではございません。これはもう、その一番よかれと思ったことが地区の方は知っておられる方は、遊水池の機能があると、そういう事例も出てくる

とか、それから例えば、せっかくそういう場所に避難したけれども、後背地が崖崩れに指定された場所とか、そういったことが入ってくると。それから例えば校外の同じ避難でもですね、川棚小学校と川棚中学校、これがもし校外に避難するのであれば、まったく同じ場所を選ぶ可能性があるわけですよ、おそらく。そうすれば単独でやった場合にはうまくいけても、それが合同になった場合には混雑してしまうということが考えられる。いざとなったときに、そういう混雑というのが起これば、これは直接、児童生徒の、いわゆる生命の危険に及ぶわけでございます。だからそういった意味で、例えば川中、川小の合同避難とかですね、そういったことを含めて取り組む考えはないかお尋ねします。

教 育 長 お答えを致します。私が今、一番考えておりますことは、果たしてどの程度の避難が必要なのか。そこがまずはっきりしないことには非常に想定が難しいように思います。確かに想定外はあってはいけないという言葉もでございます。しかし、東北地方におきましては、まず津波が来る、これは想定内でございます。想定外であったのは高さ、これは想定外でございました。だからそこらあたりでですね、まずはこれから先もっとたぶん、長崎県の災害についても、さらに研究が深められていくだろうというふうに予測をしております。そこらあたりのことを考えまして、先程申し上げましたように、どこに行くのが一番安全なのかという、ここはまず想定がないといけないだろうと思います。校外に行く方が安全だという想定なのか、校内が安全だという想定の方がいいのか。ここらあたりを十分に検討して、ただ校外に行くのが可能性があるんだということであれば、当然、地域の方との連携、これはやっていかなければ行けない、そのように考えているところでございます。

1 5 番 山 口 最後でございますが、町長にお尋ね致します。

昨年3月の東日本大震災以降、先程申し上げましたように危機管理においては想定外という言葉はあり得ないだろうと言われつつあると。そういった中で、今まで質問したことの総括みたいなかたちで申し訳ございませんが、安心、安全なまちづくりですね、今後どのようなかたちで、どのような姿勢で取り組もうと考えられているか最後にお尋ね致します。

町 長 お答え致します。安全、安心なまちづくりにつきましては、先程から言っておりますけれども、町独自で、町の職員だけで実現できるものではございません。地域の皆様方のご理解、御協力をいただいて、今後進めていき

たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

1 5 番 山 口 以上で、質問を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

1 2 番 田 口 財政の改善を図るという観点から、命名権の活用ということについて、町長に質問致します。ご答弁をよろしくお願い致します。

少し話が回り道になりますが、大村市の野岳湖についてお話をします。野岳湖は、江戸時代の初期、大村藩の深沢義太夫が捕鯨で稼いだ資金で建設した溜め池です。貯水量が約120万トンで、350年経った今でも100haの水田を立派に潤しています。深沢義太夫は、その他にも千綿地区の四ツ池など多くの溜め池を建設しております。これはすなわち、民間の力で社会資本が整備された例だと思えます。もっとも深沢義太夫も大村藩の武士の一員であったので、完全に民間と言えるかどうかは疑問もありますが、しかし捕鯨という企業による収益で建設されたということは間違いありません。もう少し詳しく言えば、野岳湖という溜め池の建設は、大村藩の事業、すなわち公共事業で行われ、そのための必要な資金の全額を深沢義太夫が寄付したというかたちであったと言われています。いずれにせよ捕鯨という企業の収益が、溜め池建設に充てられたということです。

私はずっと以前から、民間の力を現代で言えば企業の力を社会資本の形成にもっと活用できないものか、その方が社会資本の形成が早く進むのではないかと考えております。例えば、道路なり橋梁なりを大企業に建設してもらって、多少は税の減免をする。そしてその道路の名前は、その企業名を付けるというようなことをしても良いのではないか。例えば、長崎で言えば三菱道路みたいなものがあるても良いのではないかというようなことを考える訳です。公共事業は建設業者を潤すだけで、悪だという風潮があって、今でもそういう雰囲気

は残っておりますが、私は、私たちの子孫のために有用な社会資本を残すことは、むしろ今生きている私達の義務だと思っております。そういう意味で、私たちは、これからも社会資本の整備に努めていかなければならないと思っております。

ところで最近、公共施設の命名権を活用する事例が増えてきております。これは公共施設について、ある企業に命名権を与え、その企業から支払われた命名権料を、その公共施設の維持費の財源に充てるというものです。公共施設の整備及び維持管理に民間の力を活用する方法の一つと言えます。九州地区では、福岡のヤフードーム、これは正式には福岡ドームですが、ヤフードームというふうに言われております。大分の大分銀行ドーム、これは正式には大分スポーツ公園総合競技場ビッグアイと言います。宮崎のメディキット県民文化ホール、これは正式には宮崎県立芸術劇場です。こういったものが、そういう名前が付けられているわけです。熊本の市民会館崇城大学ホール、これは正式には熊本市民会館、鹿児島県の宝山ホール、これは正式には鹿児島県文化センター、こういった例があります。

私は、この命名権の活用は、最初に私が申し上げました民間の力を活用して、社会資本の整備をすすめることと発想が共通していると思っております。ただ、この命名権は文化ホールや野球場などの施設が主で、道路建設などにはあまり広がっていないようです。また、企業側の都合などで、命名権の契約が3年乃至5年で切れてしまって更新しない場合には、他の企業が命名権を取得して、施設の名称が変わってしまうというようなケースもあります。先程の大分銀行ドーム、すなわち正式名称、大分スポーツ公園総合競技場ビッグアイも、最初は九州石油が命名権を取得して九州石油ドームと称していたのですが、新日本石油への統合などの事情で更新されず、大分銀行ドームとなったものです。このような不都合もありえますが、少しでも財政に貢献する方策を追求するという姿勢は必要だと私は思います。したがって、本町においても命名権の活用を図ることとしてはどうかと思います。さしあたって、新しく完成した交流広場について、命名権を活用したらどうかと思いますが、町長のお考えをお伺い致します。以上です。

町長 田口議員の命名権の活用についてのご質問にお答え致します。

公共施設に愛称を付ける命名権の運用につきましては、施設の所有権をその

ままにして、施設名称、これは愛称だと思いますけれども、この命名権を譲渡すると、そのようなことではないかと思えます。このことによりまして、自治体側は施設の維持管理費を賄うことができ、一方、企業側は看板の設置やマスコミ等の報道におきましても命名した名称の露出機会が得られ、企業イメージを高める効果が期待できるというものでございます。双方にとってメリットが得られ、自治体に限らず採用しているところもいくらかあるようでございますが、この制度の導入にあたっては多くの問題、課題もあるようでございます。ご質問のホッケー場につきましての命名権制度の活用につきましては、この施設が交流人口の拡大に向けての国、県の補助金を活用していることもございませし、これから観光施設の核としてスポーツ交流人口の拡大に向け、くじゃく荘などと一体的に調和のとれた施設となるよう狙いを定めているところでございます。したがいまして、イメージアップPR作戦上、企業名を全面に出すということはいかななものかと現状では判断を致しております。しかし、この命名権制度の活用につきましては、議員が今、述べられましたように財源確保の有効な手段の一つというご提言の主旨は十分理解できますので、今後、研究をしていきたいと、このように考えておりますのでご理解を頂きたいと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番田口 今の関連することなので聞きますが、その先程指摘しました大崎半島の交流広場は、12月議会で名称は規則で決めるというお話でありましたが、今、例規集を見ても分からないのですけれども、決まっているのでしょうか。そして、その正式名称は何ていう名前ですかというのをお聞きします。

町長 ホッケー場の名称についてのご質問でございますのでお答え致します。

このグラウンドにつきましては、大崎自然公園交流広場というふうに名称を定めております。その考え方でございますが、この大崎公園の自然をPRするという、それからこの施設は交流人口の拡大を図るために補助金を受けての事業でございますので、交流広場と、交流という文字を付けるのが適当であるというふうな判断を致しまして、このような名称に致しております。

1 2 番田口 それで、もうちょっと論点がずれますが、ちょっと議論させていただきたいんですが、ただ今言われた大崎自然公園交流広場という名称なんですけど、国体にホッケー場として使うっていうのがですね、他の遠くのところ

からでは、あるいは県内でもですけれども、ピンと来るかどうか、どこかの草っぱらでするんじゃないかなっていう、これがきちっとしたホッケー場ですよと、公式のホッケー場ですよと分かりますかねっていうのが、少し疑問なんですけどいかがでしょうか。

町長 実は、この交流広場をPRするための一つの目的もあるわけですが、現在、完成してからいろんなイベントを致しております。そのためにこの広場のパンフレットを作成をしております、広く関係者の皆様方に配布をしているところでございますが、こういった施策を講じて、この広場の名称が定着するように努力をしていきたいと、このように考えております。

1 2 番田口 それで先程の命名権の方に戻るんですけども、結局、命名権を募集しますよというようなことで、役場ですねホームページからネットで全国に発信をすればですね、川棚に大崎自然公園というのがあるんだと、そこで国体のホッケーが行われるんだと、それでその場所で命名権を募集しているというのが全国に知れるという意味ですね、命名権を募集しますよという発信するだけでも効果があるのではないかと、すなわち応募者がなくてもですねネットで発信するというだけで効果があるのではないかと思うわけですよ。そうやってなるだけ全国に知られて、川棚の大崎でホッケーがあるんだと、国体が。そういうことを知ってもらうことが、まず来てもらうことにつながるわけですから、そういうふうなことにも活用するためにも、命名権というものをですね考えたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

町長 お答え致します。まずあの、冒頭に議員のそういった発言の主旨は理解できますけれども、このホッケー場についてはいかななものかと判断をしているという答弁を致しました。と言いますのは、先程もちよつと触れましたように、このグラウンドはt o t oの補助を受けて建設を致しております。そういったことから、その関係で果たして命名権を一般企業に譲渡するというのはいかななものかというのが一つございます。これは県や国の了解を得れば解決することです。今後、調査をしてみたいと思います。基本的には今、議員がおっしゃるように国体の、あるいはこのグラウンドのPRにつながることでございますので、そしてまた財源確保の有効な手段とも考えられますので、今後、十分検討していきたいと、このように考えております。

1 2 番田口 命名権だけでなく、いろいろな財政にですね資する方策は、いろ

いろいろあると思われませんが、町の方であれこれ模索してですね、できるだけ財政の改善に資する方策をとっていただくように念願しております。以上で終わります。

議 長 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 通告文に従い質問を致します。まもなく新学期を迎え、交通安全ということを考える時期でもあり、事故防止への取り組みがなされることと思います。交通事故防止は、各自の自覚と交通ルールの遵守及びマナーの向上が不可欠と考えますが、交通安全対策の一環として、以下のことを尋ねます。

①危険箇所の把握は、どのようにしているのか。また、その危険箇所の交通事故防止対策はどのようにしているのか。例として、各学校PTA及び自治会などで注意を促す看板を設置してありますが、町として統一した看板を作り、事故防止やマナーアップの啓発のために危険箇所などに設置する考えはないか尋ねます。

②セニアカーによる事故が昨年11月、前田踏切で起きています。セニアカーは歩行者扱いではありますが、時折、横断歩道でない危険場所を横断しているのを見かけたり、歩道交差点付近では発見が遅れ危険を感じたことがあります。そこで、誰もが早く確認できるように1～1.5メートル程度のポールに目立つ色の旗を付けてもらい、セニアカーの安全、安心対策を進めることはできないか、また、安全運転講習会を開き事故防止に役立てる考えはないか尋ねます。

次に、子ども達の健全育成の一環として尋ねます。

1、子ども110番の家、110番の車については、各学校及びPTAなどで協議し、地域住民の協力を得て設置していると聞いています。町としても、子ども達の健全育成及び危険回避対策の一環として捉え、どこからでも分かりやすい標識を作り、子ども110番の家に設置するとともに、協力や有事の連絡などをお願いをし、警察による講習会などを行い事故防止対策の認識を共有することはできないか。また、子どもに限らず高齢者を含めた、子ども及び高齢者110番の家として、地域の安全対策として取り組めないか尋ねます。なお、長崎県においては、平成9年2月に川棚警察署管内で、商店やガソリンスタンドなど、12ヶ所を子ども110番の家として運用開始したのが始まりで、現在、町内に59ヶ所の子ども110番の家があり、県内には9,075ヶ所

あるそうです。

2、親子で自然体験ができるキャンプなどを積極的に取り入れ、自然体験などを通じて、何事にも対応出来る親子を育成することに取り組めないか尋ねます。幸いにして川棚町には、教育キャンプ場、オートキャンプ場、海水浴場、多目的交流広場、風の広場、各種団体の社会資源などがあります。人と自然を教材として、このようなことに取り組めることは数多くあると思います。

以上、町長、教育長の考えを尋ねます。

町長 小田議員の交通安全対策についてのご質問にお答え致します。

まず第一点目の危険箇所の把握についてでございますが、町道の維持管理を担当している建設課では、道路パトロールや自治会等からの意見や要望から危険箇所の把握に努めております。また、総務課防災交通係では、交通安全母の会による危険箇所の洗い出しや、交通指導員、自治会、地域住民、警察からの意見、要望からそういったものを把握を致しております。そして、その交通事故対策についてでございますが、それぞれ出されたものについて担当課で調査、協議を行い、町で行うものにつきましては、緊急性のあるものから順次対応しているところでございます。また、その中で警察署、これは公安委員会ですか、そういった所管であるものにつきましては、警察の方に説明し、要望をしているところでございます。このようにして危険箇所の把握を致しております。

次に看板の件でございますが、ご質問のように、現在各小学校やPTA、自治会で看板を作り設置されており、私と致しましてもありがたいことであると感謝を申し上げる次第でございます。ご質問では、この看板を町として作り設置できないかとのことでございますが、各地域や他市町に設置してある看板を見てもみると、非常にユニークなものがあり、あるいは心和むものもございませぬので、運転者としてもマナーアップに心掛けようという思いに駆られ、非常に効果的な看板ではないかと、このように思います。道路交通法でいう標識とマナーアップ啓発のための看板とは、いささか違うのではないかと思いますし、各地域等で作るということから、その中での手作りということもあり、交通安全意識の啓蒙、親と子の、あるいは地域の方々とのつながりも出てきますし、また協働のまちづくりという観点からも、これまでどおり各団体で作成、設置をしていただくのがいいのではないかと思いますし、町で作成する考えはございませんので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、二点目の高齢者用のハンドル型電動車椅子の交通安全対策の件についてでございますが、この電動車椅子の通称はシニアカーというようでございますが、これの交通安全旗の設置、これはこの車椅子のメーカーのオプションだろうと思うわけでございますが、これの設置や安全運転の講習会の開催につきましては、東彼杵町や波佐見町でも老人会の主催で老人会の方から交通安全協会にお願いして行っているようでございます。まず、町と致しましても対象者の把握ができておりませんので、その対象者の把握をすること、そして老人会の協力もいただいて開催に向けて取り組みたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 続きますして、小田議員の質問にお答えを致します。

まず標識づくりについてお答え致します。子ども110番の家につきましては議員がおっしゃいましたとおり、平成9年、警察署の発案で各学校及びPTA等の協力のもとに設置されているようでございます。

そこで議員ご質問の子ども110番の家の標識のあり方につきまして、川棚警察署に相談を致しました。そうしたところ警察署としては、看板のあり方よりも町内の全世帯が子ども110番の家である。そういった認識を持っていただけるような取り組みを推進したいということでございました。そこで教育委員会と致しましても、警察署のそうした考え方に沿った方針で取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

全世帯が子ども110番の家、あるいは110番の家と言った方が適切かなと思うんですが、全世帯が110番の家であるという認識が広まっていくことで、議員ご指摘の高齢者を含めた安全対策、そういったものにつながっていくのではないだろうかと考えているところでございます。したがいまして、議員ご質問の分かりやすい標識については、教育委員会としては考えておりません。ご理解を頂きたいと思えます。

次に、二点目についてお答えを致します。現在、教育委員会では子ども育成連絡協議会との共催で、わくわくDAYキャンプを実施しておるところでございます。この中で、午前中はキャンプ指導者講習会を実施し、午後は自然観察教室、陶芸教室、水泳教室、魚釣り教室等の体験活動を実施しているところでございます。教育委員会と致しましては、こうした体験活動を各地区あるいは

各家庭でさらに発展させていただくことを期待しているところでございます。しかしながら、近年、私は親子共になかなか時間がとれない、そういう状況の中でこうした体験活動が広まらない一因ではないだろうかとも考えているところでございます。と言いますのは、3月3日土曜日に前進座の講演がございました。そこで午前中は子ども達は無料で招待していただけるということでございましたので、町子連の御協力をいただきまして子ども達への参加希望を募りましたところ、集まったのは20名弱でございます。こういったことから考えますと、なかなか一つの行事において集めるのは難しいのかなというのが一点でございます。それともう一つは基本的には、やはり各家庭あるいは各地区でやっていくのが良いのかなという思いもでございます。教育委員会でやっていくということについては、かなりハードルが高いように認識をしているところでございます。

1 1 番 小 田 まず順を追って確認をさせていただきたいと思えます。

一番の町として統一した看板を作れないかという質問で、作れないということですが、例えばですね、町長がおっしゃられたユニークな標語とか、マナーアップに関するユニークな標語などを公募をさせていただいて、それをですね国体もあることですし、きれいな統一した看板を交通安全対策として、川棚町はこんなユニークな取り組みをして交通安全対策を地域住民全員で盛り上げているんだということで、公募をさせていただいて、町できれいなものを作ってくださいということは本当に考えられないでしょうか。

町 長 国体を前にしてという言葉をお聞きすると確かにそうであろうと思えます。町でそういったユニークなものを作るということは考えられないことはないと思えます。ただ先程言いましたように自主的に作られている看板、これも非常に意義があるわけでございますので、そういったところとの兼ね合いも今後考えて検討してまいりたいと思えます。

1 1 番 小 田 我々の地区も自主的に、自主的と言えば自治会と子ども育成会とで協力をして看板を作った経緯があるんですけども、それに対してもですね、みんなの協力で作ったわけなんですけども、経費も結構かかりましてですね、補助、補助と言えば申し訳ございませんけども、例えばそういうふうな前向きな地区、あるいは子ども育成会などでですね交通安全標語、看板などの作成を計画されておられる地区などに対してですね、材料費程度の支給ということは

考えていただけないかお尋ね致します。

町長 町と致しましては、これまでもそういった事業に限らず地元で積極的に取り組むことについての支援はしてきておりますので、そういった姿勢でおります。したがいまして、材料費の一部を補助につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

1 1 番小田 地区でもユニークな、本当に効果のある看板を作っていきたいと考えますので。

次にセニアカーの問題なんですけども、これはセニアカーっていうんですね。警察でもですね、ちょっとお尋ねをしてきました。それで歩行者扱いであるということで、お互いに注意をしなければ問題であるということですね、町内、よくエレナ付近ですね一台のセニアカーに乗っていらっしゃる方が1.5メートルほどのポールの先に三角の旗を付けて通行していらっしゃる方がいらっしゃいます。その人にちょっと声をかけたんですけども、「乗っておると危のうしてたまらんとですばい。」と言われたんですよ。それで「他の人から早く見つけてもらうように、私は旗を付けております。」と、なるほどなと感じました。そこでですね、セニアカーに誰でもが早く発見できるようにですね、1メートル～1.5メートル程度の旗を作って、立ててもらってですね、お互いに交通安全に注意をするというふうな、そういうふうなことをですね老人会を通してでもよろしいですので、呼びかけなどはしていただく考えはないかお尋ね致します。

町長 お答え致します。まず、この名称は通称はシニアカーというふうに呼ぶそうでございます。セニアカーについては、あるメーカーでの呼び名ではないかと、このように理解をしておりますが、そしてセニアカーの中にオプションとして交通安全の旗やバックミラーあるいは小物入れ、そういったものがあるようでございます。今、議員からは、これらについての取り組みをということで提言があったわけでございますが、まず先程も言いましたように川棚町で何名この車を利用されているのか把握をしております。まずその把握を致しまして、そしてその後そういった皆さん方の要望を聞いて、その後、老人会にお願いをし、さらに交通安全協会にお願いをしてこういった講習会の開催などをしていければと思っております。そしてその講習会の折に、先程議員から提案がありました交通安全の旗やバックミラー、そしてそういったものを付

けた方がより効果的であるというふうなことであれば、その講習会の中で交通安全協会の方から進めていただければいいんじゃないかと、そのような考え方で進めていきたいと、このように思っております。

1 1 番小田 ぜひともですね、交通事故の防止の観点から、早く対象者の把握をしていただいて、今町長が言われたようなことに対処していただければと思います。警察の方でもですね、ちょっとお話をしに行ったときに、ある程度の人数が集まると講習会は喜んで引き受けますというふうに言っていただいておりますので、よろしくお願い致します。

次に、子ども達の健全育成の一環ということで、子ども110番の家に関して、ちょっとお尋ねを致します。子ども110番の家は確かに看板が小さいんですよね。それで教育長がおっしゃられたように町内全世帯が110番の家であれば、それが一番ベストだとは私は思います。またそうあるべきだと考えますけども、現実はなかなかそのようにはいかないようです。

現状を見ると、子ども110番の家というふうな看板というかステッカーは、ものすごく小さくて見づらくて、なかなか目に付かないように思います。ですから、その看板をですね、せっかくの良い子ども110番の家のシステムですので、もうちょっと大きく見やすいように、あるいは通学路からですね子ども110番の家こっちですよというふうな矢印をですね記した看板などを立てていただくと、地域の安全にもつながると思います。よって、これは各学校、PTAとも協議をしていただかなければいけないとは思いますが、町としてですね、子ども達の安全というふうなことを考えてですね、町が三小学校の要として、教育委員会が三小学校の要として、そういった取り組みを推進されてはいかがでしょうか。

教 育 長 今、子ども達の通学あるいは下校時における安全確保というのは、議員ご指摘のとおり大きな課題でございます。したがって、現在は地域、あるいは民生委員さん方に御協力をお願いしているところでございます。子どもの家もそうでございますが、子どもの家の看板について、教育委員会として一つ懸念がございます。それがですね、今私達外部の人間として目立ったらいいなという、確かに目立った方がいいという考えは私も持っております。しかし付けていただくのは、あくまでも個人の家でございます。そこに私達が考えていることと、例えば付ける立場で「そげん太かとはいやよ」という、そうい

ったことも考えられないのかなという思いもございましてですね、どれぐらいの看板が良いんだろうということもございまして。したがって、今教育委員会と致しましては、先程申し上げましたように、子ども達にも、近くの家を駆け込みなさいという、そういう指導もしてまいります。したがって、教育委員会と致しましては、先程申し上げましたように全世帯に110番の家というような認識を持っていただくような御協力の仕方をお願いしていくのが、川棚町の安全確保という面からも、より望ましいのではないかなという考え方を持っているところでございます。

110番小田 今のお話をしていただいた取り組み、ぜひ進めて行っていただきたいと思っております。それとですね現状のことを近隣の110番の家のお宅にお尋ねに行ったときに、マニュアルいただきましたか、ありますか、講習会、例えば110番の家としての対応の仕方など、この講習会的なことがありましたかというお尋ねをしたら、まったくありませんという返事でした。このことも警察に尋ねに行って聞いたときにですね、こういうふうな資料をいただきました。学校にも確認をしに行ったんですけども、学校にはあると、ただ全世帯には届けているかどうか分からないという返事でございますので、ぜひともですね、こういうふうなマニュアルというのもありますので、しかも川棚が110番の家ということを、県内では初めて設置した地区でもあり先進地でもあると思っております。一つ、ぜひとも万が一という緊急の場合に備えての子ども110番の家の人に対しての心構えなどを、講習会などを川棚町全体で59ヶ所あるそうですので、そのような方に集まっていただいて、講習会などを開いてはいただけないかお尋ねを致します。

教 育 長 お答えを致します。大変、難しい質問でございまして、子ども110番の家を教育委員会が設置したのであるかという、そういうまず原点に戻りますとですね。子ども110番の家のリーダーシップは、あくまでも警察でございまして、そこらあたりで子ども110番の家が、どういうあり方かというのが、教育委員会が把握をして設置をしたというわけではございませんので、そこらあたりは警察の方ともですね、どういうやり方があるのかというのは検討をさせていただきたい。そのように考えます。

110番小田 確かにあの、子ども110番の家というのは警察が発したことであり、言われてみればそうかなと、そういうふうに縦に割ってしまっているの

かなと非常に私は考えます。

川棚町をですね、今後の将来を背負っていく子ども達のことです。その安全を守るためにはですね、警察、教育委員会、一緒だろうと思います。一緒じゃないのかな。立場上のことは良く分かっての私の発言です。やっぱりそういったことはですね、良いものは川棚町が横の連絡を密にして取り組んでいくべきだろうと私は思いますので、ひとつ是非ともご検討をお願い致します。

しおさいの湯のですね、マイクロバス、子ども110番の車としてありますけども、ちょっと尋ねて行ったときにですね、マニュアルもない、ないんじゃないかなでしょうかというような返事をいただきました。しおさいの湯の送迎用のマイクロバス、子ども110番の車というふうにステッカーが貼ってありますけども、マニュアルなどは備え付けてあるのでしょうか。また、子どもがですね手を挙げて助けてと言われるときに、緊急な体制がとれるのかお尋ねします。

教 育 長 まず、先程、舌足らずな面がございますので、まず付け加えをさせて下さい。

子ども110番の家のことについては、警察と検討をしてみたいと、そのように申し上げたつもりでございまして、研修のあり方等についてですねご理解を頂きたいと思います。

子ども110番の車というのは、これは私のあれじゃないと思うんですが、そういうのを付ける一つの狙い、それはあくまでも抑制効果というものを狙ったものが第一ですよ。したがって、私もですね、そこにマニュアルがあるかどうかというのは、よく把握していないというのが現状でございます。申し訳ありません。

町 長 ただいま議員からは、しおさいの湯のマイクロバスに、子ども110番の車というふうにステッカーが貼ってあるということでございましたけれども、私も今までそういった認識を持っておりませんでした。

注意して見なかったことも原因だろうと思います。ありがとうございました。教えていただきまして。このしおさいの湯につきましては、指定管理者制を設けておりまして、今後、ただいま議員のおっしゃったようなことについては、私の方から指定管理者である観光協会の方に、そういった対応をとってもらいようにお願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

1 1 番 小 田 一つ、対策の方をよろしくお願いをしておきます。

最後にですね、自然体験を通して健全な親子育成をしてくれということですが、自然に恵まれた川棚町ですので、一つ今、最近はその親の怠慢か、やったことがないか、その子ども達と一緒にやれないのだろうと思いますけれども、なかなか自然体験、例えばキャンプにしてもですね、飯ごう炊飯一つにしても満足にできない親子がいます。その教育としてですね、わくわくDAYキャンプが行われております。私も何回か行ったことがあるんですけども、あれをですね一遍には充実させませんけれども、例えばテントを立てたらですね、立て方を教えていただきます。立ててしまったと思ったらですね、時間がないから撤去ですよと、あれじゃなくしてですね、実際、立てたならテント生活というのを体験をさせて、自分達、子ども達でですね、親も含めてですけども飯ごう炊飯を自分達の手でして、薪割りからですね、そういったことで時間をもうちょっと延長してでもですね取り組んでいただければ、参加した子ども、親は大変今後の活動の源になると思います。また合わせてですね、レクリエーション的なこともされておられますけれども、せっかくの海水浴場があります。海水浴場で死亡事故もありました。そのようなことも合わせてですね、せっかくの機会、夏のわくわくDAYキャンプの機会でもありますので、例えば救助の方法なども一つ、取り入れていただいて、より充実させていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

教 育 長 わくわくDAYキャンプにつきましてはですね、次長の方がより詳しくございますので答弁をさせます。

教 育 次 長 私の方でお答えします。今、小田議員がおっしゃいましたけれども、前半のキャンプ指導者講習会ですねテント張り、飯ごう炊飯、私が指導しております。それで、テントを張ったらですね中に入れて、実際テント生活というのはこういうものだよというのはさせております。先程、議員がおっしゃいましたように一日の中でやるものですから、午前中は実際にテントの張り方、飯ごうの炊き方ですね、飯ごうが何でこういうかたちをしているのか、そういったところから実際、子ども達に火を焚かせてやっているんですが、ここ最近の傾向として、やはり親の方が先に手を出してやっているというのがありますので、そこらへんは指導の中でですね、やっぱり子ども達にもっと体験をさせてやればというふうには考えております。それから午後にいろんな体験学習ということで、確か平成13年度ぐらいから始められておりますけれども、

これも普段、親子のふれあいとかできませんので、こういったせっかくの子ども会の事業ですねキャンプの講習会だけじゃなくて、後半はそういったことで親子のふれあいも増やそうということでやっております。本当は、先程出ました、もっと前半に救助の方法とかですね、そこらへんまで、ケガしたときの対処の方法とか、詳しくやりたいというふうに考えておりますが、今のところそこまで時間が取れなくてですね、そういった救助の方法とか救急法とか、そういったものも取り入れられればやっていきたいなというふうには考えております。

1 1 番 小 田 終わります。

議 長 通告者の質問が終了致しましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会と致します。お疲れ様でした。